

平成27年白老町議会第1回定例会3月会議会議録（第5号）

平成27年 3月20日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 4時24分

○議事日程 第5号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第28号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第34号 白老町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第40号 白老町畜犬取締り及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第41号 白老町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第43号 白老町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第 8 議案第45号 定住自立圏形成協定の締結について
- 第 9 議案第47号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第11号）
- 第10 予算等審査特別委員会の審査報告について
 - 議案第21号 しらおい食育防災センター設置条例の制定について
 - 議案第22号 白老町学校給食費条例の制定について
 - 議案第24号 白老町公共施設等整備基金条例の制定について
 - 議案第27号 白老町副町長定数条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第31号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第35号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第36号 白老町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第37号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第39号 白老町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第42号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について
 - 議案第44号 白老町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
 - 議案第9号 平成27年度白老町一般会計予算
 - 議案第10号 平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
 - 議案第11号 平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
 - 議案第12号 平成27年度白老町公共下水道事業特別会計予算
 - 議案第13号 平成27年度白老町学校給食特別会計予算

- 議案第14号 平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
 - 議案第15号 平成27年度白老町墓園造成事業特別会計予算
 - 議案第16号 平成27年度白老町介護保険事業特別会計予算
 - 議案第17号 平成27年度白老町特別養護老人ホーム事業特別会計予算
 - 議案第18号 平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
 - 議案第19号 平成27年度白老町水道事業会計予算
 - 議案第20号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
 - 第11 議案第48号 副町長の選任につき同意を求めることについて
 - 第12 発議第1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第13 特別委員会の設置について
 - 第14 承認第1号 議員の派遣承認について
 - 第15 意見書案第1号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める
意見書(案)
 - 第16 意見書案第2号 後期高齢者医療制度保険料の特例軽減措置の段階的廃止に対する
意見書(案)
 - 第17 意見書案第3号 農協関係法制度の見直しに関する意見書(案)
 - 第18 意見書案第4号 TPP交渉等国际貿易交渉に係る意見書(案)
 - 第19 常任委員会の所管事務等調査の報告について
(総務文教常任委員会)
(産業厚生常任委員会)
(広報広聴常任委員会)
-

○会議に付した事件

- 議案第28号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 白老町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第40号 白老町畜犬取締り及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第41号 白老町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第43号 白老町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第45号 定住自立圏形成協定の締結について
- 議案第47号 平成26年度白老町一般会計補正予算(第11号)
- 議案第21号 しらおい食育防災センター設置条例の制定について
- 議案第22号 白老町学校給食費条例の制定について
- 議案第24号 白老町公共施設等整備基金条例の制定について
- 議案第27号 白老町副町長定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

- 議案第 35 号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 36 号 白老町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 37 号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 39 号 白老町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 42 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を
廃止する条例の制定について
議案第 44 号 白老町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第 9 号 平成 27 年度白老町一般会計予算
議案第 10 号 平成 27 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
議案第 11 号 平成 27 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 12 号 平成 27 年度白老町公共下水道事業特別会計予算
議案第 13 号 平成 27 年度白老町学校給食特別会計予算
議案第 14 号 平成 27 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
議案第 15 号 平成 27 年度白老町墓園造成事業特別会計予算
議案第 16 号 平成 27 年度白老町介護保険事業特別会計予算
議案第 17 号 平成 27 年度白老町特別養護老人ホーム事業特別会計予算
議案第 18 号 平成 27 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
議案第 19 号 平成 27 年度白老町水道事業会計予算
議案第 20 号 平成 27 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
議案第 48 号 副町長の選任につき同意を求めることについて
発議第 1 号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
承認第 1 号 議員の派遣承認について
意見書案第 1 号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書（案）
意見書案第 2 号 後期高齢者医療制度保険料の特例軽減措置の段階的廃止に対する意見書（案）
意見書案第 3 号 農協関係法制度の見直しに関する意見書（案）
意見書案第 4 号 TPP 交渉等国际貿易交渉に係る意見書（案）
常任委員会の所管事務等調査の報告について
（総務文教常任委員会）
（産業厚生常任委員会）
（広報広聴常任委員会）
-

○出席議員（14名）

- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 氏 家 裕 治 君 | 2 番 | 吉 田 和 子 君 |
| 3 番 | 斎 藤 征 信 君 | 4 番 | 大 淵 紀 夫 君 |
| 5 番 | 松 田 謙 吾 君 | 7 番 | 西 田 祐 子 君 |
| 8 番 | 広 地 紀 彰 君 | 9 番 | 吉 谷 一 孝 君 |
| 10 番 | 小 西 秀 延 君 | 11 番 | 山 田 和 子 君 |

12番 本間 広朗 君

13番 前田 博之 君

14番 及川 保 君

15番 山本 浩平 君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

12番 本間 広朗 君

13番 前田 博之 君

14番 及川 保 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田 安彦 君
副 町	長	白崎 浩司 君
教 育	長	古俣 博之 君
理 事		山本 誠 君
総 合 行 政 局 長		岩城 達己 君
総合行政局財政担当課長		安達 義孝 君
総合行政局企画担当課長		高橋 裕明 君
総 務 課 長		大黒 克己 君
生活環境課町民活動担当課長		中村 英二 君
産 業 経 済 課 長		石井 和彦 君
産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長		本間 力 君
健 康 福 祉 課 長		長澤 敏博 君
建 設 課 長		岩崎 勉 君
上 下 水 道 課 長		田中 春光 君
教 育 課 長		高尾 利弘 君
子 ど も 課 長		坂東 雄志 君
病 院 事 務 長		野宮 淳史 君
消 防 長		中村 諭 君
監 査 委 員		菅原 道幸 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局	長	岡村 幸男 君
主 幹		本間 弘樹 君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君）ただいまから休会前に引き続き議会を再開いたします。
これより、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により議長において、12番、本間広朗議員、13番、前田博之議員、14番、及川保議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君）日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員長から、3月13日、3月18日及び本日の議会再開前に開催した議会運営委員会の協議の経過と結果について、報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員長大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君）議会運営委員長報告をいたします。

議長の許可をいただきましたので、3月13日、3月18日及び本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告をいたします。

本委員会での協議事項は、定例会3月会議の運営に関する件であります。

最初に追加議案についてであります。

本日、町長の提案にかかるものとして、平成26年度一般会計補正予算と、副町長の選任同意を求める人事案件の追加議案2件の提出がありました。

戸田町長から人事案件、安達財政担当課長から補正予算の説明を受け、追加議案2件は、本日の議題に供することといたしました。

次に、議会関係の議案についてであります。

意見書案4件のうち、農協関係法制度の見直しに関する意見書案、TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書案の2件については、とまこまい広域農業協同組合から意見書提出の要請を受け、協議の結果、提出することといたしました。

発議第1号白老町議会委員会条例の一部改正についてであります。白老町課設置条例の一部改正が提案されており、常任委員会の所管について、正副委員長会議、本委員会で協議した結果、現在の所管を変更せず、課名等を整理し、あわせて委員定数を8名以内から7名以内に改正することといたしました。さらに、教育委員会制度改革に伴い所要の条文の整理を行うこととしました。

特別委員会の設置についてであります。議長から「民族共生の象徴となる空間」の構想・計画等の進捗や本町の取り組み状況を踏まえ、本定例会において特別委員会を設置することについて諮られ、協議の結果、議長を除く全議員による「民族共生の象徴となる空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会」

を設置することといたしました。

これら議会関係の議案についても、本日の議事日程といたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君）ただいま議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎議案第28号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（山本浩平君）日程第3、議案第28号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君）議案第28号 議の28-1ページをお開き願います。

白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町課設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

附則でございます。議28-3ページでございます。附則第1項、この条例は平成27年4月1日から施行する。第2項、白老町地方港湾審議会条例の一部を次のように改める。第7条中「産業経済課」を「経済振興課」に改める。

次のページ、議案説明でございます。

現下の国内情勢や本町の財政健全化など山積する行政課題に対し、あらゆる政策や意思決定を効率的で柔軟に進め、連携や調整を迅速かつ円滑に推進していくために、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町課設置条例新旧対照表

改正前	改正後
(課及び局の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、本町に次の課及び局を置く。 総合行政局 総務課 税務課 町民課 健康福祉課	(課の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、本町に次の課を置く。 総務課 財政課 税務課 町民課 健康福祉課

<p>生活環境課</p> <p>産業経済課</p> <p>建設課 上下水道課 (事務分掌)</p> <p>第2条 課及び局の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総合行政局</p> <p>(1) 行政運営の総括及び調整に関する事項</p> <p>(2) 重要政策課題の特命に関する事項</p> <p>(3) 行財政改革の推進に関する事項</p> <p>(4) 行政評価及び事務改善に関する事項</p> <p>(5) 町政の総合企画及び事業の調整に関する事項</p> <p>項</p> <p>(6) 基本構想及び総合計画に関する事項</p> <p>(7) 統計に関する事項</p> <p>(8) 予算その他財務に関する事項</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 防災及び交通安全に関する事項</p> <p>(7) 略</p> <p>税務課 略</p> <p>町民課 略</p> <p>健康福祉課 略</p> <p>生活環境課</p> <p>(1) 町民生活、人権擁護及び町民相談に関する事項</p> <p>(2) 町民活動及び町内会活動に関する事項</p> <p>(3) 広報広聴に関する事項</p> <p>(4) 防犯に関する事項</p> <p>(5) アイヌ施策に関する事項</p> <p>(6) 環境衛生、環境保全及び清掃に関する事項</p>	<p>高齢者介護課</p> <p>生活環境課</p> <p>企画課</p> <p>経済振興課</p> <p>農林水産課</p> <p>建設課 上下水道課 (事務分掌)</p> <p>第2条 課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>削る。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 防災に関する事項</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 行政運営の総括及び調整に関する事項</p> <p>(9) 重要政策課題の特命に関する事項</p> <p>(10) 行財政改革の推進に関する事項</p> <p>(11) 行政評価及び事務改善に関する事項</p> <p>財政課</p> <p>(1) 予算その他財務に関する事項</p> <p>(2) 契約に関する事項</p> <p>(3) 公有財産に関する事項</p> <p>税務課 略</p> <p>町民課 略</p> <p>健康福祉課 略</p> <p>高齢者介護課</p> <p>(1) 介護保険に関する事項</p> <p>(2) 高齢者の保健福祉に関する事項</p> <p>生活環境課</p> <p>(1) 町民生活、人権擁護及び町民相談に関する事項</p> <p>(2) 交通安全に関する事項</p> <p>(3) 防犯に関する事項</p> <p>削る。</p> <p>削る。</p>
---	---

<p><u>産業経済課</u></p> <p>(1) <u>観光に関する事項</u></p> <p>(2) <u>産業の振興に関する事項</u></p> <p>(3) <u>商業、工業、農畜産業及び水産業に関する事項</u></p> <p>(4) <u>労働行政に関する事項</u></p> <p>(5) <u>企業誘致に関する事項</u></p> <p>(6) <u>港湾に関する事項</u></p> <p><u>建設課</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>林業及び緑化に関する事項</u></p> <p>(3) <u>都市計画に関する事項</u></p> <p>(4) <u>住宅に関する事項</u></p> <p>(5) <u>建築確認、建築指導及び建築規制に関する事項</u></p> <p>上下水道課 略</p>	<p>(4) <u>環境衛生、環境保全及び清掃に関する事項</u></p> <p><u>企画課</u></p> <p>(1) <u>町政の総合企画及び事業の調整に関する事項</u></p> <p>(2) <u>基本構想及び総合計画に関する事項</u></p> <p>(3) <u>統計に関する事項</u></p> <p>(4) <u>町民活動及び町内会に関する事項</u></p> <p>(5) <u>広報広聴に関する事項</u></p> <p>(6) <u>アイヌ施策に関する事項</u></p> <p><u>削る。</u></p> <p><u>経済振興課</u></p> <p>(1) <u>観光に関する事項</u></p> <p>(2) <u>商業及び工業に関する事項</u></p> <p>(3) <u>労働行政に関する事項</u></p> <p>(4) <u>企業誘致に関する事項</u></p> <p>(5) <u>港湾に関する事項</u></p> <p><u>農林水産課</u></p> <p>(1) <u>農畜産業及び水産業に関する事項</u></p> <p>(2) <u>林業及び緑化に関する事項</u></p> <p><u>建設課</u></p> <p>(1) 略</p> <p><u>削る。</u></p> <p>(2) <u>都市計画に関する事項</u></p> <p>(3) <u>住宅に関する事項</u></p> <p>(4) <u>建築確認、建築指導及び建築規制に関する事項</u></p> <p>上下水道課 略</p>
--	---

○議長（山本浩平君）ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君）7番西田です。おはようございます。白老町の課設置条例のことについて1点だけ確認の意味で質問させていただきたいと思います。今回の課が変わることによりまして、前回つくりました財政健全化プラン、これをきちんと管理運営していくのに、そういう組織体制の中ではどういうふうに位置付けされているのか、そこだけ確認させてください。

○議長（山本浩平君）大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君）基本的には、財政健全化プランいわゆる財政健全化の計画、財政計画ということでございますので、財政課が主管となりますが、また行政改革の部分もございまして、これにつきましては今回総務課のほうに行政改革部門一本化していますので、総務課、それとあとは各課がやはりそれぞれ、健全化プランに基づきまして進めなければならない内容も含んでおりますので、これは主導が今言った2課でございますけど、全体で進行管理を進めていくということで行いたいと思っております。

○議長（山本浩平君）7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君）前回も平成19年度につくった改革プログラムを、その後つくった組織がなくなって、また24年度新しく戸田町長になられてまたこの健全化プラン新たにつくる形になりましたよね。やはり前回も町長はきちんとやっていける、副町長もきちんとやっていけるという説明でしたけど、私はやはり基本的にはきちんとした形で組織があるのが一番、そのまま管理するのが一番望ましいと私はそういうふうに思っているものですから、今回これ組織かわるのに当たりまして、やはりきちんとした形のもの進行管理ただ2つの課がやるというだけでなく、きちんとした完全にこれをなし遂げるんだという、体制というのですか。全体でやってしまうと何か責任の所在がはっきりしないというか、2つの課がやるというふうになっても、本当に所在が一体誰なんだという感じになってくると思うのです。そこのとこだけきちんと示していただければと思っております。

○議長（山本浩平君）大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君）ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、やはり財政健全化プランにつきましてはあくまでも町の計画でございますので、これは、全町的に取り組むという内容でございまして、1つの課が全部進行管理もするというものではございません。ただ、先ほど申しましたとおり、あくまでも、財政課とそれから総務課の行政部門につきましてはやはりきちんと連携しながら進行管理、また各課の状況につきましても随時情報を入れながら、きちんとその辺はやっていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君）ほか、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第28号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）はい、全員賛成。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号 白老町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君）日程第4、議案第34号 白老町立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君）議案34号、ページ数は議の34-1をお開きください。それでは議案34号白老町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町立保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月23日提出。白老町長。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

次は34-2、議案説明です。

児童福祉法の一部の改正に伴い、保育所の設置目的規定が改められたほか、子ども・子育て支援法が平成27年4月に施行されることに伴い、利用者負担額の徴収に関する規定を条例で定める必要があり、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議ください。

白老町立保育所条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定による保育に欠ける乳児、幼児その他の児童の保育施設として白老町立保育所（以下「保育所」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条の規定による保育を必要とする乳児、幼児その他の児童の保育施設として白老町立保育所（以下「保育所」という。）を設置する。</p>
	<p>(利用者負担額)</p> <p>第5条 町長は、法第24条第1項の規定により保育を行ったときは、保護者又は扶養義務者から保育料として利用者負担額を徴収する。</p> <p>2 前項の利用者負担額は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号に規定する政令で定める額を限度として、規則を定める。</p>
	<p>(利用者負担額の減免)</p> <p>第6条 町長は、特別な事情があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別にこれを定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別にこれを定める。</p>

○議長（山本浩平君）ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑あります方はどうぞ。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 34 号 白老町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 40 号 白老町畜犬取締り及び野犬掃とう条例の一部を
改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君）日程第 5 号、議案第 40 号 白老町畜犬取締り及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君）議案第 40 号でございます。白老町畜犬取締り及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町畜犬取締り及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出。白老町長。

次のページでございます。附則、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

次に、議 40-3 のページになりますが、議案説明でございます。

畜犬の適正な飼養及び保管について、町民の安心安全な暮らしを守るために、飼育者の遵守事項を明確化するとともに、遵守すべき事項から逸脱した飼育者に対する町長の措置命令に対して飼育者が従わない場合、町長が代執行できることを明記することにより、責任ある飼育者の管理徹底及び人や家畜に対する危害の未然防止が図られることから、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議お願いいたします。

白老町畜犬取締り及び野犬掃とう条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(畜犬の飼育)</p> <p>第4条 畜犬の飼育者は、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 畜犬が人又は家畜に危害を加え、又は迷惑をかけることのないように畜犬を飼育すること。</p> <p>(2) 畜犬を飼育する場所を常に清潔にしておくこと。</p> <p>2 略</p> <p>(加害畜犬に対する処分)</p> <p>第7条 町長は、人又は家畜に危害を加えた畜犬の飼育者に対し、当該畜犬の殺処分又は畜犬の性癖の矯正及び危害防止のために必要な措置をとることを命ずることができる。</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>第4条 畜犬の飼育者は、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 畜犬を連行し、又は移動させるときは、前条の規定によるほか、人又は家畜に危害を加え、又は迷惑をかけることのないように常に監視に努め、咬む癖のある畜犬には口輪をかけること。</p> <p>(2) 畜犬の飼育場所は、ふん尿等を衛生的に処理し、悪臭及び害虫の発生を防止及び除去し、常に清潔にすること。</p> <p>(3) 道路、公園その他公共の場所及び他人の所有地内を畜犬のふん尿等により汚染する行為又は荒らす行為をさせないこと。ただし、行為後直ちに処理する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 前3号に掲げるほか、畜犬が人又は家畜に危害を加え、又は迷惑をかけることのないように畜犬を飼育すること。</p> <p>2 略</p> <p>(加害畜犬に対する処分)</p> <p>第7条 町長は、人又は家畜に危害を加えた畜犬の飼育者に対し、当該畜犬の殺処分又は畜犬の性癖の矯正及び危害防止のために必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>2 畜犬の飼育者が前項の規定による町長の命令を履行しないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の例により飼育者に代わってこれを行うことができる。</p>

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑あります方、どうぞ。

8番、広地紀彰議員。

○8番(広地紀彰君) 8番広地です。この件については、議論を重ねてまいりました。恐らくこれが最後の議論になると思います。それでお尋ねしますが、まず端的にこのタイミングについてです。端的に言います。遅くないですか。担当の町内会からこの条例改正についての要望が出され、また私も一般質問でやらせていただきましたが、それから半年が過ぎました。どうしてこれだけ遅くなったのですか。そのあたりの経緯をまずご説明いただきたいと思います。

○議長(山本浩平君) 中村生活環境課町民活動担当課長

○生活環境課町民活動担当課長(中村英二君) ただいまご質問のとおり、遅かったのではないかということに対してのお答えをさせていただきます。事件後私どももでき得ることをまず対応しなければいけないということで、対応すべきことをまずやってきました。それにつきましては、詳しくは申しませんが、まずは飼っている方に対するもう一度再考する形での周知徹底、広報活動ですとか、まずそういったこと

を主に大型犬を飼っている方たちへの一軒ずつの訪問ですとか、まずでき得ることをやりながら、まずこの条例の改正等についても対応の項目としては当初から考えてはございました。ただでき得ることをまずやるということで、一つ一つやってきた結果その中で、やはり今回提案させていただきまず一部改正の内容のもの、こういったものがよろしいのか、もっと抜本的に検討しなければいけないこともあるのではないかなというようなこともいろいろ検討してまいりました。そういった中で今でき得ることについて対応することは、それぞれやってきた結果として、今回まず第一段階として、こういったものはまず一部改正で提案させていただくということに至りました。条例改正そのものについて大分遅くなったのではないかなというご指摘ですが、私どもでき得ること、他にもやらなければいけないことがございましたので、対応した結果としての次のステップの中での一部改正として捉えてございます。以上です。

○議長（山本浩平君）8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君）できれば2月にはきちんと改正をして、それまでには改正していただきかったという思いです。この内容のほうなのですが、道条例には代執行はできないですね。規定されていないはずで。これ道内でも結構ですし全国的でも結構ですが、今回この内容的には殺処分を含めた部分を代執行出できるように規定しています。これだけ厳しい内容を含んでいる、こういうこの畜犬関係に対する条例持っている市町村どれだけあるか、大体でいいのですが、正確な数字じゃなくて結構です。ただどれ位あるか押さえていますか。それと、あと今回の件は残念ながら犠牲者が出て、その犠牲の上に立った条例改正です。人の命が係っている、これについて二度とこのようなことを起こさないように、どうあっても町民の安全と命を守るのだという決意を示すべきだと思いますがいかがですか。

○議長（山本浩平君）中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君）この代執行のことだけを申しますと、道内、全国にももちろんたくさんございますし、今回一部改正に対しての調査の中で、例えば札幌市ですとか、旭川ですとか、幾つもの釧路ですとか、北広島市ですとか、そういった実際に書かれている条文また担当者に直接状況を聞きながら、過去の経過ですとかそういったものを調査させていただいております。すべての調査は終えてはおりませんが、十市町村以上は道内にも代執行規定を設けた条例があったということでございます。正確なところは分かっておりません。実際に私どもは、五市町村の事例を徹底的に調査させていただいている状況でございます。これまで先ほども答弁させていただきましたとおり、尊い命が奪われたということに対して私どもは担当といたしましても、まず町として飼っている皆様に責任、そういったものに対する周知徹底といいますか、そういったことが一番大きな仕事かと思っておりますが、やはりあらゆる手段を使いながら、飼っている方の責任、最後にはやはり法律にも書かれておりますし、町条例にもあるとおり、法令を守っていただきながら、自分の飼っている動物をしっかりと可愛がり管理していただくというのは全く基本中の基本だと私は思っておりますので、残念ながらそういった中で、こういったもので事件が起きたということに対しまして、町といたしましても引き続きあらゆるものを使いながら飼っている方皆様に意識を持っていただくような形での活動、事務業務を遂行する考えでございます。

○議長（山本浩平君）戸田町長。

○町長（戸田安彦君）今の質問の後半の部分の件ですが、まず今回の条例で一番の重要なところは、町長が代執行できるという明文化、明確になったということが、条例の中の重いところでございます。ただ

その条例の前に昨年2月に大変な事故が起きまして、ご遺族の皆様方には本当に心からお悔やみを申し上げたいと思いますし、白老町でこのような事件が二度とないような形で、警察も含めて情報を共有しながら進めさせていただきました。大型犬を飼っているところに一軒一軒回りまして、定期的に回ってまずは二度とこのような事件、事故が起これないために何をすべきかということで動いていたのですが、その点できょうの3月議会にこの条例を出すという遅くなったことは大変申しわけないというふうに思っております。まずは飼い主、飼育者がきちんと管理をするということがまず大前提だというふうに思います。ただその大前提があるにもかかわらず、このような事件が起きました。2月に事件が起きた後も大型犬が野放しになっているという通報もございまして、そちらのほうも対応して、どういうふうになればもう二度とこういうことがないのかというのを町内でもいろいろ議論をさせていただいて、まずはその一軒一軒飼い主に、飼い主の最低限のモラルというのですか、ルールをきちんとまずしてもらおうという、大型犬を飼っているというのは自分の家庭内ではいいですけど、家庭から出るとこの大型犬が事故、事件につながるというのを十分認識してもらおうという心の意識の醸成もさせていただきました。この代執行ですが、まず町長がさっき広地議員が言ったように殺処分ができるということまでできましたので、今までは注意しか喚起しかできなかつたものもきちんとこちらから強制力を持って、行政側として処分ができるということに関しては、事件が起きた後もそうですけど、この事故を未然に防ぐという意味でもこの条例改正も非常に重いものだというふうに思っておりますし、これからもまた大型犬も含めて一軒一軒定期的に回らせていただいて、このような事件事故が二度とないような形でこちらとしても進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君）ほか。4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君）4番、大淵です。この条例の改正で今も同僚議員から質問ありましたが、これが全国例として一番重いというふうな理解でいいのかどうか一つ。それからこの条例で、前回の事故が防げるというふうに考えるかどうか。また大型犬の規定というのは必要がないかどうか。この3点についてまず伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君）中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君）3点ご質問ありました。1点目の一番重いものなのかということについては、やはりこれは一番重いものになるかと私どもは考えております。関連しまして3点目の大型犬の定義についてでございますが、これは全国の事例でいきますと、茨城県に県条例ですが動物愛護、動物を管理する県の条例がございます。この中には大型犬を8種類ほどに指定、特定いたしまして、特定犬ということで土佐犬含めまして、いわゆる体長のその犬種によって、8種類ほど指定しているという事例がございます。ですから、そういった他の都道府県の事例、他にも九州にも同様の県の条例ございますが、そういった大型犬の特定についてはそういった事例に基づいて区分するという事は、今後考え得ることかと思っております。2点目のこの条例改正により前回のこのような事故が二度と起きないのかということの考え方につきましては、私どもはないことを願って今回改正をさせていただきます。やはり何とんでも先ほどからの繰り返しになりますが、飼っている方の、ご自身の、飼い主の方の考え、これが一番大きな問題になりますので、こういったことのないように今回の条例改正に基づき、町広報にこういったことに対する関連の記事として、より広く町民の皆様にも周知徹底していくことにより、前回のこのような事故が二度と起これないようなこと、こういったものに繋がるというふうなふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君）4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君）4番大淵です。何を言いたいかという、現実的に上位法があるわけだから、その範囲内で定めるということは十分承知した上でしゃべっています。ただ事故が起こったということに対してどう考えて、当然それを防ぐためにはやれること最大限やるということなのです。ですから私が言いたいのは今の状況、今のこの条例で十分防げるのかというのは、それはもちろんいろんな条件ございますから全部同じだとは思いません。ただもっと厳しいものが作れないのかどうかということなのです。上位法との関係がありますから、そこは十分わかります。それはわかるけれども、そここのところがきちんと議論されて、そして周知徹底されていかなければこれ結果的には、絵に描いた餅になるのです。決めてもつくってもそれが実行されなければ意味ないわけで、なぜ大型犬のこと言うかということとそういう規定をきちんとしていかないと、全般ということにはならないと思うのです。ですから例えば大型犬でも、大きくても優しいのもいるわけです。それから中型犬でもどうもうなのはいるわけです。ですからそういうことをきちんとその分析して、やっぱりあの事故がなければそれはそれで済むのだけでも、事故があったところというのはそういうことまできちんと分析した上で具体的に決めていかないと、私は駄目だと思うのだけどころら辺の見解、上位法との関係はわかった上で聞いていますから。

○議長（山本浩平君）中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君）まず今回改正いたしましたことにつきまして、若干説明させていただきますが、昨年2月に亡くなられたということ申し上げましたとおり、11月にも実は竹浦の海岸で2度目、別な飼い主の方が飼い方が悪く逸走したという事件が発生してございます。いち早く元の施設に戻るべく、町としても対応させていただきました。この際には私ども2月の事件踏まえておりましたので、この飼い主に対しては毅然とした態度で臨んだつもりでございまして。二度とこの飼い主には戻すことはできないという思いがあり、当時三頭飼っていたのですが、一頭については、逸走したし問題ありということで保健所とも連携しながら、結果的に一頭については殺処分をいたしました。ほかの二頭についても同様の施設上の問題ですとか、こういったもの踏まえて、殺処分含めて飼い主の方に申し出をさせていただきました。結果的には、白老町外の飼い主の適正に飼っていただける方にお譲りをして白老町から三頭ともいなくなったということですが、最初の一頭につきましては、道とも連携、保健所とも連携しながら、殺処分するに至っては、これはあくまでも所有者の同意、手続上の問題でございまして、町が勝手にということにはなりません。そういったことで、私ども飼い主の方と十分話をし、こういったことがあったことに対しての本人に対する話をしている中で、それでは殺処分ということでの結論に至ったわけです。今回の改正によって、もし万が一不幸にしてこのようなことあった場合にはもう飼い主の方の意思にかかわらず、町長の判断でこれについてはいち早く保健所のほうに連れて行くなり私どもが捕獲するなり、次のステップを踏めるということで、改正以前からすると強い思い、こういったことも今後広報の中でお伝えをし、飼っている方に対するモラルの徹底、こういったものに繋げていきたいと思っております。そういった意味では現在、繰り返しになりますがやはり飼っている方にいかに、どう適正に飼うかということが最も重要なこと、全国のどんな条例を作ったとしても最後は飼い主のきちんとした責任というものに尽きると思います。ただ町としても、そういったものに向けて全町民の皆様にも徹底するためにこういった改正は必要なものとしてまず取り組みをさせていただいたというのが現在でございまして。もう1点、では大型犬によってもいろいろ種類があるのではないかと。これについては先ほどの事

例を紹介しました都道府県条例でございます。今後私ども、北海道とも今回はいろいろ協議をしながら進めてまいっております。今後も北海道とこういったことについての、特定犬種の指定ですとかそういった協議をしていくということで現在に至っております。これを待つとまた1年、何カ月と、数カ月とまた時間がかかりますので、今私どもができて得るものとして今回の規定の条例の一部改正により対応することがまず最も早い対応かということ判断して、今回遅くはなりましたが条例改正をとということで対応させていただいた経緯でございます。以上です。

○議長（山本浩平君）4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君）4番大淵です。先ほど同僚議員も言いましたから、もうくどくど言いません。これは理事者に聞きたいのですが、1年かかると言うのは一体何なのかということです。やっぱり町の危機管理この体制上の問題があるのではないかと。担当が一生懸命やっているというのはよくわかっています。ただ言い方すごく悪いけどこれだけとは言わないけれども、これだけのことをやるのに1年以上かかっているのです。やっぱり私は、危機管理の問題それから町民の安全安心ということを町長が標榜しているわけですから、そういうことから言ったら、一般質問で取り上げたのはその前ですから、やっぱりきちんと対応してくれたのだとは思っただけでやっぱりスピード感が、町長の執行方針の中にもスピード感の問題あるわけです。ですからそういう点からいうとやっぱりこれは町民の不信につながるのです。1年も待つというのは、一般論で言えば考えられないのです。ですからやっぱりここ危機管理体制が一体どうなっているのかということともう一つはやっぱり、もし可能であればより厳しい条例をやっぱり制定する、それは理事者がきちんと担当に命令を出して、もっと厳しいものがないのかというようなことで、やっぱりきちんとその指示をして、期限を切って、6カ月なら6カ月、3カ月なら3カ月、とにかくこれを最優先でやりなさいと。人命がかかっているわけなのです。きょうの新聞報道で、白老町でも親子の殺人事件があったと出ています。地方でもそういうことが普通に起こるのです。ですからこの危機管理の体制をどうつくるか、今回改革の中でそういう担当も設けるようですけども、やっぱりもうちょっとスピード感を持った町民が安心して暮らせるような、それはスピード感の問題もあると思うのです。そこら辺の見解を理事者に伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君）戸田町長。

○町長（戸田安彦君）1年かかったというのは本当に大変申しわけないというふうに思っております。危機管理の件なのですが、条例は条例としてあるのですが、それよりも大事なのは先ほど担当課長も話したのですが、やっぱり飼育者、飼い主がきちんとしたルールの中で飼うというのがまず大原則でありまして、それを野放しにして二度と事故がない、事件がないようにするのがまず大前提で、この条例は殺処分が最終的にはできるのですが、それが事件の後だとより効果がないので、そのためどうすればいいかというのは何回も繰り返しになりますが、保健所等々とかも相談しながら、そして野放しになった大型犬は先ほど大淵議員もお話したとおりもう凶器になるのです。ただこの凶器に職員だけでは対応できないので何回もこの辺は警察とも協議はさせていただいて、どういう形で進めるのがいいのかは協議をさせていただきます。それで凶器に対して行政だけではなくて、警察のほうもきちんとした形で取り締まる、対応していくというふうに今情報共有をさせていただいておりますので、その中で町民の安心と安全を守っていく考えでございます。また冒頭になりますけど、条例がこういうふうに遅くなったのは本当に大変申しわけないというふうに思っております。今後の対応についてもスピード感をもって、町民の安全が一番で

ありますからそれが確保されるように進めていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君）13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君）今町側の危機感、遅いよということ、これもっともですけども、ただ議会ももう少しスピード感もって、一体感があってもう少し早く、質問等ありましたけど、やる必要があったのではないかと私個人としても重大問題であって、1年もかかったということに議員としても、若干反省はしていますしこれからの課題かと思っております。それで何点か伺いますけれども、では同僚議員からいろいろあるありましたから、ある程度の町側の強い意思、代執行するということはわかりました。しかし飼い主のモラルというのを前提でお話ししていますけども、地域からいろいろな情報あっても、やっぱり町側の対応が遅かったのではないかとこの部分かなりありました。それで今これ条例をつくって一部改正しても、本当に動けるかどうかということなのです。それでここで、第4条言っていますけども、一部を言いますと、咬む癖のある畜犬には口輪をかけること、あるいは悪臭及び害虫の発生を防止及び除去し、常に清潔にする。こういう文がありますけど、本当に過去の反省踏まえて、条例をつくったと言ったけれども、それではパトロールとか、町民から通報があった時にどういう形で動けるのかという、そういう一つのマニュアルとかフローを、町側としてこれ条例を出すということはもうできているのかどうかということ。私はそこが一番、町民にとっても不満があるのです。すぐ来ないとか、現状にいい逃れ、言い訳するとか。つくった以上は町の対応がスピード感もってやらなければ何も意味ないと思うのですけれど、まずその辺いかがですか。

○議長（山本浩平君）中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君）まずは今回の事件に関連しまして、パトロールについては強化させていただいております。当然こういう重大な事件が起きたものですから、従前回っていたものに対して特に、やはり事件発生周辺含めて、担当の野犬掃討の職員、これは従来不定期だったものをほぼ毎日のように行くようにということで、これはパトロールの強化というのは行っております。当然関係職員についても、ほかの業務で行った中で見たもの、そういったものについて連携取るように、ここら辺については強化をしてきたつもりでございます。また今前田議員からご指摘のとおりすぐ動かないと、そんなことはないと思います。通報いただいたものについては、いち早く私どもは動いております。昼であろうが夜であろうが間違いなく出ております。残念なことにこういった大きな事件起きた後も、心ない飼い主で実は離れ犬大変多くございます。これらについては私どもいち早く出て大きな事件にならないように対応させていただいておりますので、これははっきり申し上げたいと思います。以上です。

○議長（山本浩平君）13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君）ぜひそういう部分の認識の上で、パトロール等々あるいは住民の情報きた時には、多分動いていると思いますけども、素早く行動してほしいと思います。それでここでいう代執行の話あるんですけど、現実にその代執行のトータル的なことわかるのだけど、じゃあこの案件として代執行に至るまでの手続きはどういう形で組まれていって、それに対する一つの案件によっては時間もかかると思うけど、一つの例を踏まえて、それではこういう事件が起きて、こう、こうで代執行でこれだよと、何日位で処理するとか、その間にこういう順序みたいのがあるのだけど、現実に言葉では代執行すぐできると思うけども現実には大変なことだと思います。これは法的なことありますから、その辺の手続上と時期とか、あるいは町民に対してどれだけの負担を強いらなければいけないのか、今動物愛護のありますけど、そう

いうの抜きにして町長の権限でやれるのかとか。その辺を理解しておかなければ、条例で代執行できると言っても具体的に理解ができないと思うのですけどその辺いかがですか。

○議長（山本浩平君）中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君）代執行の具体的な対応についてのご質問でございます。私どもが今提案する事案以外にもやはり行政代執行というのは実は簡単にできません。当然財産なりを保有者、当事者の財産を守るという法律なり、そういったものもございますので、そういったことで私どもとしては、従前もやっているとおり畜犬に関しましては、当然先ほどのとおり報告を受けて対応した以降やはり手順を踏まなければいけないと思っております。それは行政指導をまずしながら、それでそれについての改善が見られず対応せず、そういったものについては注意をかけ、これ文章等も持っている中で、最後勧告という形で手順を踏んでいきたいと思っております。このこういった中には、当然関係機関、警察ですとか道との連携も必要になろうかと思っておりますが、そういった手順を踏みながら、最後やむなしと判断した場合については、最後は代執行というのもあるということで私ども考えております。実際今回道内の他の市町村の条例の担当者に聞く中では、過去にはこれに基づく事例というのはないということでもありますので、私ども慎重になりつつも、ここら辺適切な手順を踏みながら対応したいというふうに考えております。当然私どもは当事者に対する働きかけ、こういったものに周知させながら、例えば危険が及ぶような町民の皆さんへの危険回避だとかいろいろなものはしなければいけない、対応する考えの中での手順ということになりますので、当事者、飼育者と町との関係の中で適切な対応をし、特に町民の皆様に対する負担みたいなものはないように取り計りながら考えていきたいと思っております。当然短期間にとは思いつつも矢継ぎ早に、スピード感今申しますとおり、対応しなければいけない事案なろうかと思っておりますので、これ今手順を申し上げましたが、凝縮して必要なものについては、対応しなければ他の町民の皆様もしくは命にかかわるような事例と判断した場合については、ここら辺は短時間に対応したいという考えでございます。

○議長（山本浩平君）13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君）課長の積極的な姿勢わかります。ただ代執行ということになると畜犬ばかりではなくて、いろいろな問題で町行政というのは、尻込みされる部分はあります。それはいろいろなケースがあるからわかります。ただ今回の部分については、町民から見てももどかしさがあるのかと思いますけども、やっぱり今の畜犬の部分にかかわるこの代執行については、きちんとある程度代執行までの手続きをマニュアル化しておかないと仮に担当者が代わって、また解釈が変わる可能性があります。それと町民から通報きた時に誤解受ける部分もありますから、仮に担当今中村課長代わって誰きても、係長が見ても、きちんと住民に代執行の分類というのはこういう手続きがあるという形の整理をしてマニュアルをつくっておかないとだめだと思うのです。これは長い目で見ますと風化してしまいますから、そういう部分でいかがですか。

○議長（山本浩平君）中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君）今私が答弁したものについては、もしとして今整理させていただいておりますので、ここら辺ご質問のとおり例えばマニュアル的なもの書きかえて、整理をさせて対応させていただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君）ほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 40 号 白老町畜犬取締り及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 1 号 白老町行政手続条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（山本浩平君）日程第 6、議案第 41 号 白老町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君）議案第 41 号でございます。白老町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出。白老町長。

議 41－3 ページ、附則でございます。1、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。2、白老町税条例の一部を次のように改正する。第 4 条第 2 項中「第 33 条第 3 項」を「第 33 条第 4 項」に、「第 33 条第 2 項」を「第 33 条第 3 項」に改める。

次のページ議案説明でございます。

行政手続法の改正に伴い、行政指導をする際の許認可等の権限の根拠の明示、行政指導の中止の求め及び処分等の求めについて手続等が新たに整備されたことから、法の趣旨にのっとり制定された本条例についても同様規定を設け、当該手続等を整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町行政手続条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>目次 第1章～第3章 略 <u>第4章 行政指導（第30条—第36条）</u> 第5章 略</p> <p>附則 （適用除外） 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、 次章から第4章までの規定は、適用しない。 (1)～(8) 略 （行政指導の方式） 第33条 略</p> <p><u>2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</u></p> <p><u>3 略</u> <u>（行政指導に対する不服の申出）</u></p> <p><u>第36条 行政指導の相手方は、当該行政指導に不服があるときは、行政指導をした町の機関に対し、書面により、不服を申し出ることができる。</u></p> <p><u>2 町の機関は、前項の不服の申出を誠実に処理しなければならない。当該不服の申出に正当な理由があると認めるときは、速やかに行政指導の是正等の適切な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>目次 第1章～第3章 略 <u>第4章 行政指導（第30条—第36条）</u> <u>第4章の2 処分等の求め（第36条の2）</u> 第5章 略</p> <p>附則 （適用除外） 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、 次章から第4章の2までの規定は、適用しない。 (1)～(8) 略 （行政指導の方式） 第33条 略</p> <p><u>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次の掲げる事項を示さなければならない。</u> <u>(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項</u> <u>(2) 前号の条項に規定する要件</u> <u>(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由</u></p> <p><u>3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</u></p> <p><u>4 略</u> <u>（行政指導の中止等の求め）</u></p> <p><u>第36条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しておかななければならない。</u> <u>(1) 申出をする者の氏名または名称及び住所または居所</u> <u>(2) 当該行政指導の内容</u> <u>(3) 当該行政指導がその根拠となる法律又は条例の条項</u> <u>(4) 前号の条項に規定する要件</u> <u>(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しない史料</u></p>

	<p>する理由</p> <p>(6) その他参考となる事項</p> <p>3 当該町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。</p> <p>第4章の2 処分等の求め</p> <p>(処分等の求め)</p> <p>第36条の2 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができる。</p> <p>2 前項の申出は、次の掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 申出をする者の氏名または名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 法令に違反する事実の内容</p> <p>(3) 当該処分または行政指導の内容</p> <p>(4) 当該処分または行政指導の根拠となる法令の条項</p> <p>(5) 当該処分または行政指導がされるべきであると思料する理由</p> <p>(6) その他参考となる事項</p> <p>3 当該行政庁又は町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。</p>
--	--

○議長（山本浩平君）ただいま議案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第41号 白老町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定すること

に賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 43 号 白老町保育の実施に関する条例を廃止する条例
の制定について

○議長（山本浩平君）日程第 7、議案第 43 号 白老町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君）それでは議案 43 号です。議の 43-1 を開いてください。白老町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について。

白老町保育の実施に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出。白老町長。

附則、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

次のページを見てください。議案説明です。

これまで保育については、児童福祉法第 24 条第 1 項の規定により、本条例で保育に欠ける条例を定めて保育を実施してきたが、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行規則の公布に伴い、小学校就学前子どもの保育の利用申請に際しては、市町村が保育の必要性の認定等を行うこととされたことから、本町においては、国の基準を参酌し、保育の必要性の要件等を定めた「白老町保育の必要性の認定の基準に関する規則」が平成 27 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例を廃止するものであります。よろしくご審議ください。

白老町保育の実施に関する条例を廃止する条例

白老町保育の実施に関する条例（昭和 62 年条例第 6 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

○議長（山本浩平君）提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

2 番、吉田和子議員。

○2 番（吉田和子君）2 番、吉田です。この白老町の子ども・子育て支援法は、今素案が出されてこれから今成立をするわけですがけれども、保育所等の受付等は今年の 10 月ごろから実施されていると思います。保育所に預けることのできる条件の緩和がかなりされました。この保育所の受付をする時にそういった情報は、どういった形で子育ての家庭に流されていたのか、その条件を踏まえた上で今回かなり大幅に増え

たというかその条件の緩和によって、保育所に入れることができたということがあると思うのですけれども、その辺の状況をお聞かせください。

○議長（山本浩平君）坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君）今吉田議員からの質問です。保育のいろいろな緩和で、今回の白老町保育の必要性の認定の基準に関する規則、また基準ということで制定させていただいたのですが、そういったものが町民のどういった形できちんと周知されているかということだと思います。当然ここの部分については条例を施行、基準について一応規則を改正しまして、その部分はホームページに掲載しています。また当然広報の中にも載せております。ただ窓口の中では文書は載せているけれども、そこまでの説明はしていないということです。そこの部分は今窓口的には、今のどれぐらいの金額になるとか、住民税に基づくのだとか、あと期間がこれぐらいですとか、認定証はいるのです、入ってきます。そういういろいろな諸々の説明はしますけれども、今回ここの部分については説明しておりません。ただガイドの中には載せております。以上です。

○議長（山本浩平君）2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君）このように条例の廃止をして新しい条例のもとでやっていく、条例というか、契約のもとで幅を広げて預けやすくするような方法でやっていくということですので、これからまた必要とする人や人たちが出てくると思いますので、そういった相談体制をきちんとしてそういう間口が広がったのだということもしっかりと伝えられて安心して子供たちは預けることができる体制づくりを今後とも努力、そのためにも相談員体制をつくるのか、こないだも言いましたけれども、そういった形で支払って悩んでいる人がいないような形を進めていっていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君）坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君）今吉田議員からお話があったとおりでございます、これから当然その27年4月施行でございます、いろいろなこう部分できっと問題、不便かける部分もあると思います。ただ今法律の趣旨に基づいて、当然皆さんのそれぞれ子育て世代の方にこれだけの基準緩和されたということは、広報やインターネットとかそういったものを通じると同時に、今のいろいろな手法で当然今支援制度などもありますのでそういったものも十分検討して、子ども・子育て支援法が4月1日から施行されるように、十分そういう円滑に利用できるように進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本浩平君）ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第43号 白老町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 45 号 定住自立圏形成協定の締結について

○議長（山本浩平君）日程第 8、議案第 45 号 定住自立圏形成協定の締結についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君）議案第 45 号でございます。定住自立圏形成協定の締結について。

次のとおり苫小牧市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて、白老町議会会議条例第 7 条の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日提出。白老町長。

議案説明でございます。議の 45－8 ページをお開きください。

東胆振圏域における定住自立圏構想の推進については、昨年 5 月に開催された平成 26 年度東胆振広域圏振興協議会総会における合意形成、7 月の苫小牧市による「中心市宣言」以降、定住自立圏形成協定の締結に向けた協議を進めてきたところであるが、今般、協定内容についての協議が調ったことから、苫小牧市との間において定住自立圏形成協定を締結することについて、白老町議会会議条例第 7 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君）提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君）1 点だけ伺います。定住自立圏形成、これ本当に国の思うように進めば、かなり白老町も恩恵あると思いますけども、ただ今後の予定の中で、27 年 4 月に圏域住民で構成する圏域共生ビジョン懇談会を設置するとなっています。その圏域住民で構成する、ここに出てく人は非常にこの役目が大事だと思うのですが、どういう方が行くのか、民間人なのか行政の経験者行くのか、町長がなっているのか、その辺です。非常にその人選について、それ相当の専門知識とか知見のある人でないと白老町の考えは反映されないと思うのですが、その辺はどのような形になっておられるのかと思っております。

○議長（山本浩平君）高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君）ただいまの共生ビジョンの懇談会のメンバーの関係でございます。この共生ビジョンの内容としましては、大きく 3 分野でございますが、その中に医療福祉、教育産業、交通ですとかその他いろいろな項目がございます。現在苫小牧市との間では 1 市 4 町において、約 3 名から 5 名の推薦を各町からいただいて、全体で 15 人程度の懇談会を設置するというところでございます。白老町におきましても、この分野に精通している方を、職員ではなくて、推薦してメンバーに入っていくという予定をしております。

○議長（山本浩平君）13 番、前田博之議員。

○13番（前田博之君）3分野にそれぞれ出るといことですか、3名から5名ずつ。それと行政の人方でないですから、多分私の推測で言えば、医療関係いけば町内の医師会の会長さんとか、そういう医療に詳しいとかですけど、その方がここで意見を反映するのですけど、全体の白老町としての第5次総合計画とかいろいろな政策を持っていますよね、町政や計画。その整合性をどういので反映するのか、ただその人たちに任せっぱなしでいくのか、当然町側と白老町のこの懇談会の委員になった人は、白老町としての公的に意思を反映するという部分についてはどのような形の中で、その懇談会に行つて意見を述べることか、それ以前の得たことに対する戻つてきてこうだろうという部分の整理についてはどういふうにされるのかといことを伺います。

○議長（山本浩平君）高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君）まず1点目の3分野一人ずつなのかといことにつきましては、いやそういうことではなくて、町としても重要で強調したい分野の方を推薦していきたいと思つます。当然その方たちが個人的にその出席して意見を申し述べるといことだけではなくて、事前に町との調整をして懇談会が終わりましたらその報告も受けながら、町との調整を図つてまいりたいと思つます。

○議長（山本浩平君）ほか、質疑はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第45号 定住自立圏形成協定の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よつて、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時09分

○議長（山本浩平君）それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第47号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第11号）

○議長（山本浩平君）日程第9、議案第47号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第11号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君）議案第 47 号 平成 26 年度白老町一般会計補正予算（第 11 号）です。

平成 26 年度白老町の一般会計補正予算（第 11 号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 4,607 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 106 億 2,315 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 27 年 3 月 20 日提出。白老町長。

2 ページ、3 ページの第 1 表 歳入歳出補正につきましては記載のとおりでございます。

4 ページをお開きください。第 2 表 繰越明許費でございます。今回の補正について主な補正につきましては、地域住民に生活等緊急支援のための交付金事業を今回補正するものでございます。ここに記載している 12 事業でございますが、総額 9,822 万 7,000 円の事業でございます。内訳については歳出のほうでご説明申し上げますが、内容的にいきますと地域消費喚起型生活支援事業と地域創生先行型の事業、この 2 事業から構成されております。

次に第 3 表 地方債補正につきましては、河川災害復旧事業債の確定でございますが、歳出の方でご説明申し上げます。

次に歳入歳出事項別明細書につきましては、歳出のほうからご説明申し上げます。12 ページをお開きください。2 款総務費、1 項 10 目総合計画費、地方版総合戦略等策定事業、900 万の補正でございます。全額交付金の財源でございます。この事業につきましては、人口減少問題の克服のための地方版の総合戦略及び地域人口ビジョンを策定する事業でございます。報酬につきましては、委員 12 名を選出し 10 回の開催を行うものでございます。旅費につきましてはこれに伴う費用弁償、それと普通旅費につきましては策定に伴う打合せ旅費でございます。需用費については消耗品、これは事務費でございます。委託料につきましては、ただいまの説明の二つの策定支援業務を委託するものでございます。このただいまから説明する事業につきまして、詳細につきましては私の説明の後に担当課のほうから詳細についてご説明申し上げます。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、福祉商品券助成事業、1,415 万円の補正でございます。これも全額交付金事業でございます。需用費、役務費につきましてはこの事業のための PR、周知経費の計上でございます。扶助費、福祉商品券助成金として、これは額面 5,500 円を 2,500 世帯分を非課税世帯、この事業につきましては臨時福祉給付金事業の該当者と同様の取り扱いを行いながら、10 月頃の実施をして

まいります。次に 14 ページ、15 ページです。2 項 1 目児童福祉総務費、子育て世代プレミアム付商品券発行事業、670 万でございます。これも全額交付金の充当でございます。需用費、役務費については、周知に伴う事務経費でございます。負担金、補助及び交付金、子育て世代プレミアム付商品券発行事業、この 640 万につきましては、事業内容は 15 歳未満の子を持つ世帯約 1,600 名に対する事業でございます。額面 5,500 円を 3,000 円で販売するものでございます。次に、4 目児童福祉施設費、白老小鳩保育園運営等経費、28 万円の増額補正でございます。10 号補正でも補正させていただきましたが、その後において小鳩保育園に 3 歳児の方と 0 歳児の方が急遽入園されたということでの補正でございます。財源につきましては、諸収入 17 万 1,000 円、一般財源 10 万 9,000 円でございます。6 目児童館費、児童館管理運営経費、192 万 5,000 円の減額補正でございます。工事請負費として、美園児童館遊戯室床改修工事でございます。これは 12 月補正で可決をいただいた事業でございますが、遊戯室の床の改修を行ったところそれ以外に基礎のひび等構造上の破損が激しいことが判明しております。これによって本工事は、これで一応中断しまして、その金額を今回減額しその後全体の調査を今現在行っておりまして、それがまとまり次第新年度においてまた補正をさせていただくこととなります。財源につきましては、192 万 5,000 円一般財源でございます。

次に 6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費、青年畜産農家創業支援事業、792 万 3,000 円の補正でございます。これも全額交付金事業でございます。これも補助金として青年畜産農家創業支援事業として、白老牛の生産農家、法人を立ち上げ、町内に対する白老牛の供給体制の確立と新商品の開発、販売、アンテナショップの開設等の販路拡大を行う事業でございます。次に 16 ページ、17 ページでございます。3 項 1 目水産振興費、水産資源の新たな衛生管理体制向上支援事業、1,040 万の計上でございます。これも全額交付金事業でございます。補助金として、水産資源の新たな衛生管理体制向上支援事業として、衛生管理型のプラスチック型のコンテナを導入するものでございます。500 個購入し 1 個当たり 10 万円、5,000 万円の総額でございます。このうち 4,000 万については、いぶり中央漁業協同組合が負担するものでございます。その他に衛生管理の研修会を行う経費でございます。

次に、栽培・資源管理型漁業推進事業、208 万 3,000 円の事業でございます。この財源は交付金が 1,308 万 1,000 千円、一般財源 12 万 2,000 円でございます。これは 27 年度の当初予算に計上したものの予算計上でございます。それを振り替えるものでございます。新たな年度になりましたら、また減額させていただく事業となります。事業の内容につきましては新年度で説明申し上げておりますので省略させていただきます。

次に 7 款商工費、1 項 1 目商工振興費、地域特性を活かした商業・観光振興事業、850 万の計上でございます。これも全額交付金事業でございます。これにつきましては、地場産品及び新商品の開発による販路拡大と新たな仕組みによる集客事業などを対象に行う事業でございます。対象事業者としては、商工会に属する町内に営む既存事業の方、対象経費としては、人件費及び物件費を対象としております。対象の限度額でございますが上限 200 万でございます。4 団体を見込んでおります。その他 50 万円につきましては事務費でございます。全額これは商工会に補助を出して行うというものでございます。次にプレミアム付商品券発行事業、2,415 万 1,000 円、財源は国の交付金 1,335 万 1,000 円と上乘せがございまして、道の補助金が 1,080 万でございます。これは額面 5,500 円の商品券を 5,000 円で販売し、4 万セットを予定しております。販売につきましては年 2 回、7 月及び 12 月を予定しております。その他この中に、商

工会の事務費が 255 万 1,000 円ほど計上されております。次に、住宅等リフォーム・耐震化促進助成事業 1,026 万円の計上でございます。これは全額交付金でございます。これにつきましては、住宅等のリフォーム、増築、改築、修繕、それと耐震改修でございます。工事費については 50 万以上を対象に、20 万円を限度額に 10%を助成するものでございます。約 50 件を見込んでおります。その他 26 万円については、事務費でございます。これも商工会のほうに補助して行う事業でございます。次に 19 ページです。2 項 1 目観光対策費、観光客誘客推進事業、241 万 9,000 円の増額補正でございます。これも全額交付金でございます。この事業につきましても 27 年度に計上した事業でございます。振替をする事業でございますので、事業の概要につきましては省略させていただきます。

次に 10 款教育費、1 項 5 目諸費、学力サポート事業、169 万 5,000 円の計上でございます。財源につきましては、149 万 8,000 円が交付金、一般財源が 19 万 7,000 円となっております。これも 27 年度に事業を計上しておりますが、27 年度につきましては 1 名の配置でございます。この事業でさらに 1 名を追加して、26 年度同様の 2 名体制をもって進める事業でございます。次に地域塾開校事業、22 万 6,000 円。これも新年度に計上させていただいた事業でございます。事業内容は省略させていただきます。これも新年度になって財源を減額させていただきます。

次に 20 ページです。11 款災害復旧費、1 項 3 目河川災害復旧費、河川災害復旧事業 550 万 5,000 円の減額補正でございます。これは河川の単独災害の精算に基づきまして、今回委託料から原材料費等を減額させていただきます。財源につきましては、地方債の 570 万の減、一般財源が 19 万 5,000 円の増となります。

次に、14 款諸支出金、1 項 1 目基金管理費、各種基金積立金、5,500 万円の計上でございます。積立金として体育振興基金に積み立てるものでございますが、今回体育協会様からの寄附でございます。体育協会様の経過につきましては、平成 7 年 6 月に町議会において体育協会の財団法人化に伴いまして、白老町のほうから出損金として 6,000 万円を体育協会のほうに支出しております。当時体育振興基金約 1 億 8,000 万ございましたが、その中から支出を行っております。その後平成 25 年度に、今回の法人化の改変で一般社団法人に体育協会が改変されております。本年 27 年 3 月に 5,500 万、基本財産が現在体育協会のほうで 6,200 万ございますが、そのうちの一般財団法人化したということで基本財産が 300 万でよろしいということで、今回 5,500 万を白老町の方に寄附をいただいたものでございます。この積み立てによって次年度以降、体育振興基金として各種事業に充当してまいりたいと思います。これで歳出のほうはご説明申し上げました。

歳入の一般財源についてご説明申し上げます。6 ページ、7 ページをお開きください。6 款地方消費税交付金、1 項 1 目地方消費税交付金、473 万 2,000 円の減額でございます。26 年度の交付額が確定したことによる減額でございます。確定額はこちらに記載しているとおり 2 億 3,276 万 8,000 円となっております。

次に 10 款地方特例交付金、1 項 1 目地方特例交付金、12 万 1,000 円の増額でございます。これも今年度の交付額が確定したことによる補正でございます。確定した金額については 322 万 1,000 円でございます。

次に 11 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税、330 万 9,000 円の支出でございますが、今回の補正に伴いましての支出でございます。10 号補正の留保財源として、9,332 万 5,000 円ございまして、今回の支出

に伴いまして残る留保額は9,001万6,000円が留保されている金額でございます。

以上、補正予算の説明を終了させていただきます。よろしくご審議願います。

○議長（山本浩平君）高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君）私のほうからはただいま説明ありました補正予算の中で交付金に係るものについてご説明いたします。お配りしております事業説明資料をごらんいただきたいと思います。よろしいですか。それでは説明いたします。今回の国の26年度補正予算によりまして、地域住民生活等の緊急支援のための交付金というものがございます。これは先に、議案説明の時に概要は説明申し上げておりますが、そのことで今回白老町に交付予定となって配分になっておりますのは、総額8,710万8,000円でございます。それで今回の補正では、それに道支出金1,080万と一般財源31万9,000円で、総額9,822万7,000円の補正となっております。そのうち交付金といたしましては、地域消費喚起生活支援型が4,446万1,000円、地方創生の先行型が4,264万7,000円となっております。

2ページをごらんください。まず初めに、地域消費喚起生活支援型につきましては、ごらんのとおり4事業を予定しております。それで総事業費5,526万1,000円、そのうち交付金が4,446万1,000円で、道の支出金が1,080万ということで、これはプレミアムの5%分が北海道からくるということでございます。後ほど4事業についての内容は各担当課長から説明申し上げます。

次に7ページ目。地方創生の先行型事業でございます。ここには11段ありますけども、9番から12番の4つについては、栽培資源管理型漁業推進事業ということで、予算上は一つの事業になってございますので、8事業ということになります。それで総事業費4,296万6,000円、そのうち交付金が4,264万7,000円で、一般財源31万9,000円でございます。私の説明の後に、5番から8番の新規事業について事業の説明をさせていただきます。なお、財政課長のお話がありましたけども、14番の学力サポート向上事業につきましては、1名追加ということの交付金を使用するという内容でございます。それでは消費喚起型3ページから順番に説明をさせていただきますと思います。

○議長（山本浩平君）本間産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君）私のほうから資料の3ページ、プレミアム付商品券発行事業からご説明させていただきます。事業費2,415万1,000円、内訳として、国庫支出金が1,335万1,000円、それから道支出金が1,080万円ということでございます。従前から行っておりますプレミアム商品券の同様の扱いがございしますが、事業目的としまして町内経済循環を促進、それから町外への購買流出の減少、消費拡大を図りながら低迷する地域経済の活性化を図っていくという目的でございます。事業概要でございます。今回につきましては、従前額面は1万1,000円という形になりますが、より使いやすさを求めまして額面5,500円という形でプレミアム分につきましては町が5%、道が5%負担いただきます、合計10%という形でございます。商品券を5,000円としまして、4万3,200冊を発行する予定でございます。それから商品券の作成に関しましては一般分として4万冊、それからこれ後に説明いたしますが、子育て世代分としまして3,200冊、それから福祉分としまして2,500冊、計4万5,700冊、額面でいきますと、2億5,135万円という分になります。今の北海道の交付金の取り扱いでございますが、各道内の自治体に上乘せ分として上限5%という形で今回制度として行うことから、販売額につきましては2億1,600万円分、4万3,200冊分でございますが、その分の1,080万円は道から助成される予定でございます。対象者につきましては全町民対象で、購入限度額はより多くの方を使っていただくことを考慮

いたしまして、10万円を予定させていただいております。また子育て世代、それから福祉関係の部分で重複は可能という形で取り扱っていきたいと考えております。事業実施時期でございますが、需要期を想定いたしまして、7月の発行とそれから11月の発行を予定し、それぞれ1万冊、3万冊という形で2回に分けて年末まで行っていきたいと考えております。また購入者、取扱者に関しましては、アンケート調査など実施いたしまして、販売結果それから消費者動向について分析を行ってまいりたいと考えております。事業費内訳でございますが、プレミアム商品券の負担としましてプレミアム分に2,160万円、それから事務費としまして発行する商品券の印刷費、それから事務人件費等を交わしまして255万1,000円と、計2,415万1,000円でございます。事業効果でございますが、目的に沿って町内消費の拡大、経済循環による地域経済の活性化を見込んでいるという状況でございます。説明は以上です。

○議長（山本浩平君）坂東こども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） それでは4ページ目をお開きください。先ほど高橋課長のほうからお話あったとおり、プレミアム付商品券の地域消費喚起型ということで、2番目の子育て世代プレミアム付商品券発行事業です。事業目的ですけれども、狙いとしては子育てしやすい環境づくりを推進するということと、消費喚起型ということでございますので、町内の消費拡大、そして地域経済の活性化を図るこの二つのポイントであります。事業概要としましては、15歳未満の子を持つ世帯を対象とし、額面5,500円の商品券、販売額5,000円を割引価格3,000円で販売いたします。助成はプレミアム分、先ほど本間課長のほうからお話があったプレミアム付商品券発行事業の中で500円分をみまして、そしてうちのほうでは2,000円分の助成について、子育て世代プレミアム付商品券発行事業で行うということでございます。販売に際しましては、1人当たり2冊までといたしまして、想定として1,600人程度、1,600人掛ける2冊ということでございますので、3,200冊ということでございます。対象者は先ほどと重複になりますが、基準日を4月1日として15歳未満、中学生までの児童生徒を持つ世帯を対象にしております。実施時期につきましては、まず周知方法が大体5月から6月ぐらいの1カ月をかけて、広報またチラシ全戸配布ということを考えております。また申請期間は6月1日から30日までの間となっております。周知は十分にしていきたいと思っております。使用期間については7月1日から12月31日と、6カ月間という予定です。事業内容については助成費分2,000円掛ける3,200冊分、これが助成費分です。それから事務費として子ども課のほうで郵便料、周知用消耗品費として30万で、670万ということでございます。事業効果については、先ほどもその事業目的で書かれております子育て世代の経済的な負担の軽減として、地域の消費拡大が見込まれるということで考えております。以上でございます。

○議長（山本浩平君）長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） それでは5ページ目の福祉商品券助成事業につきましてご説明いたします。本事業には町民税の非課税世帯に対しまして、町内の商店などで利用できる商品券を助成することで、生活支援を進めるとともに、消費の拡大、それと地域経済の活性化を目的としております。事業概要につきましては、対象世帯の申請に基づきまして、町民税非課税世帯に1世帯当たり1冊5,500円相当分の商品券を助成するものでございます。事業の実施時期につきましては、申請受付こちらにつきましては9月から一応3カ月の11月までを予定しており、年内に助成券をお渡ししたいと考えております。町民の皆様への周知としましては、子育てと同じような形で広報やホームページその他申請期間中に全戸配布等で周知をして申請をしていただくという形をとりたいと思っております。なお詳細につきましては今後実施要

綱をつくりまして中身をいろいろ検討していく予定でございます。事業費につきましては、5,500 円の 2,500 世帯分 1,375 万円の助成費と、事務費郵便料等の 40 万円、合計 1,415 万円を予定しておりまして、事業効果につきましては、事業目的にあるように生活支援を進めるといことと、町内の地域経済の活性化を図っていききたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君）本間産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君）6 ページ目でございます。住宅等リフォーム耐震化促進助成事業です。事業費 1,026 万円、全額国庫支出金でございます。従前から、23 年度実施して以降この事業は行っておりませんでした。工事費の一部を助成することにより、受注機会を増やすとともに、住環境の整備の促進を図ると。発注者の負担軽減を図ることで消費喚起を促していきたいと。また町内の業者に限定いたしまして、町内経済化を活性化を図る目的とさせていただいております。事業概要でございますが、従来どおりとするんですが、50 万以上の住宅リフォームに対しまして、20 万円を上限といたしまして、工事費の 10%をとという負担とさせていただいております。対象者でございますが、助成対象者として白老町商工会会員及び白老建設協会会員という形にします。また国からの指導によりまして、従前の場合ですと直接消費者に助成金を交付していたのですが、今回住宅事業者のほうに交付するという形で取り扱いが変更になります。実施時期でございますが、周知期間 5 月から 6 月、それから申請期間として 6 月から 12 月、50 件という想定でございますので、20 万想定でいきますと、50 件程度の想定になりますので、予算に達し次第終了させていただくという流れになります。期間は 6 月から 2 月ということで設定させていただいております。助成金として 1,000 万、50 万円以上の工事につき 20 万円、10%の限度として助成をさせていただきます。事務費として、26 万計上し、総額 1,026 万円ということでございます。事業効果でございますが、記載のとおり町民が安心して暮らせるための住環境の整備、改築意欲の喚起、そういった部分を申しまして、町内経済の活性化及び地域経済の循環が見込まれるというところで取り扱っていきたいと思っています。以上です。

○議長（山本浩平君）高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君）続きまして地方創生の先行型で 8 ページ目でございます。地方版総合戦略策定事業についてご説明申し上げます。この事業につきましては、国の長期ビジョン・総合戦略を勘案しながら、本町の将来 2060 年頃まで見据えた人口と将来展望を示していく人口ビジョンの策定と、それからそれらを踏まえて、今後 5 カ年の目標施策の基本的方向性、具体的施策をまとめた地方版総合戦略を策定するという事業であります。この総合戦略によって、今後雇用創出ですとか、移住定住人口の増、子育て支援の充実、産業の活性化などを指すというものでございます。この策定につきましては、国のほうで先にまち・ひと・しごと創生の基本的な考え方というものが出されておりまして、そこは 3 つの視点、1 つ目が東京近郊の、東京一極集中の是正、2 番目に若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現、3 点目に地域の特性に即した地域課題を解決していくというものでございまして、その基本目標として 4 つ示されております。1 点目が地方における安定した雇用を創出する、2 点目が地方への新しい人の流れをつくる、3 点目が若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、4 点目に時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携するという、これらの 3 つの視点と 4 つの基本目標をもとにつくっていくわけですが、この推進体制といたしましては、まず、4 月 1 日を予定しておりますけれども、白老町まち・ひと・しごと創生本部という体制をつくってまいりたいと思います。本部は、本部長

町長、副本部長 副町長・教育長。そして本部員として、現在9課長を想定しております。実際に検討作業を進めていく組織としましては、ワーキングチームというものをつくります。これは庁舎内本部員となる9課のグループリーダーを中心に検討組織を設置してまいりたいと考えております。その他に1つありますと、有識者会議というものを設置します。これは国のほうでも言われておりますが、この作成に当たっては、住民、産業界、行政機関、大学等の教育機関、金融機関、労働団体等で構成する会議を設けて助言、意見交換を求めなさいということになっております。全体の資料の作成のサポートですとか情報整備等につきましては、コンサルタントに委託し、調査分析、取りまとめの支援を行っていく予定でございます。最後にそのスケジュール感ですけれども、国はなるべく早くつくりなさいということですが、最初は27年度中という言い方をしておりましたが、28年度予算に反映できる時期にということでございますので、現在の予定としましては、10月までに策定を目指すということで、作業を進めてまいりたいというふうに考えております。事業効果につきましては、この各施策の目標を指標化して、確実な実施によって雇用創出、人口増、子育て支援、産業の活性化等に効果を出してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山本浩平君）石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君）続きまして9ページでございます。青年畜産農家創業支援事業でございます。事業費につきましては792万3,000円でございます。事業の目的でございますが、こちらにつきましては、町内における白老牛の消費の販売量、それから地産地消の推進によって増加傾向に今ございます。その中で町内向けの肥育それから流通体制が充足されていないという状況になってございますので、商品不足が生じているという状況になってございます。さらに2020年に向けてさらなる消費、販売の拡大が予想されてございますので、この中で早急に肥育体制の整備強化と町内域における供給体制の充実を図るための創業支援を行うということでございます。事業概要でございます。白老牛の生産に直接携わっておりますことで課題解決に向けた取り組みを実践するというを目的に起業化する青年畜産農家に対して、創業支援を実施したいというふうに考えてございます。27年度の事業計画でございますが、法人形態につきましては株式会社という形をとることになってございます。それから参加農家数につきましては予定でございますけれども、4名の畜産農家が参加するということになってございます。事業総額でございますが1,580万3,000円、補助金額が792万3,000円、売り上げ目標は1,290万円ほどで、雇用につきましては新規を1名雇用するという形を考えてございます。それから事業の中で販売目標の頭数でございますが6頭を販売するという目標を掲げてございます。同じく素牛の購入でございますけれども、こちらにつきましては肥育素牛を3頭購入するという形を考えてございます。商品開発等につきましては内臓商品ということと、それからあとレトルト商品、それから燻製等の開発を考えている状況でございます。販路の確保につきましては、町内のスーパー1店舗、白老牛の専門店5店舗と、それから宿泊施設2施設、飲食店3店舗という形になってございます。販売所の開設でございますけれども、一応札幌市内及び千歳空港または首都圏ということで週末等の周期的な開設ということを考えてございます。あと、イベント等のPRにつきましては、オータムフェスト及び新規のイベントに参加をしてPRをしていくという形をとろうと考えてございます。こちらにつきましては事業効果でございますが、生産流通の体制がきちんと確立することによって計画的に肥育頭数の増加を見込めて、一次産業を基軸とした三次産業までの活性化が見込まれるのではないかと考えてございます。その中で町内域に対する供給体制を充実することにより、町内、

町外の卸業者から仕入れていたものを仕入転換により町内においての経済循環が生まれ、新たな雇用が創出されるのを見込んでございます。

10 ページでございます。水産資源の新たな衛生管理体制向上支援事業でございます。事業費につきましては1,040万円でございます。事業目的につきましては、白老町の基幹産業でございます水産業のスケトウダラ刺し網漁業は非常に回遊性の魚種でございます。漁獲それから価格の変動が激しいという状況になってございます。そのために不安定な漁業経営を招くということにもなっております。加えて木製コンテナの老朽化や破損の進行によって、衛生管理が悪くプラスチック製コンテナと比較し、魚価が安価になっているという状況でございます。魚価の底上げによる安定的な漁業経営の構築が急がれるものでございます。このような課題を踏まえて、登別・白老地域水産業再生委員会で策定した「浜の活力再生プラン」における衛生管理強化及び鮮度保持の取組徹底による魚価の底上げ、漁家所得の向上を図るための支援ということでございます。事業概要につきましては、「浜の活力再生プラン」の具現化と連動性を持たせながら取組を実践するもので、白老港で現在使用している木製コンテナを洗浄が容易なプラスチック製コンテナに転換し、併せて衛生管理マニュアルを作成し、衛生管理研修会等開催し、衛生管理の向上に努めるということを図っております。事業の内容でございますが、衛生管理型プラスチック製コンテナの導入、これは高水準な鮮度保持及び衛生管理の徹底により、魚価の底上げによる所得の向上を目指しまして、白老港に500個を予定しております。それから2つ目に衛生管理マニュアルの作成でございますが、衛生管理の徹底により、魚価所得の安定化と将来に向けた東アジア圏への輸出拡大を図る目的として、衛生管理マニュアルを作成する目的として考えてございます。それから3点目の衛生管理の研修会の開催でございますが、こちらにつきましては、衛生管理に基づき、マニュアルに基づき、衛生管理意識の普及と啓発を図るということでございます。流れにつきましてはこちらの資料のとおりでございます。事業効果につきましては、木製のコンテナとプラスチック製のコンテナの魚価の差額7.8円等が大体予測されてございます。この魚価については改善が見込まれるものというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君）本間産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君）最後11ページでございます。地域特性を活かした商業観光振興事業でございます。事業費850万全額国庫支出金でございます。まず事業のねらいでございますが、象徴空間整備を契機といたしまして、地域の特性を活かした資源活用や取り組みを注視いたしまして、商業観光事業者が集客向上につなげ、かつ販売拡大に発展させ、継続をすることが今回の地方創生事業にとっても極めて重要なことでございますので、今回該当する事業を募集・選考し、その事業に対して支援するものでございます。事業概要でございますが、町内事業者からの公募型として、①としまして商業振興では、地域特性を活かした商品を開発し販売増加や販路拡大を図る事業、②としまして観光振興では、地域資源の活用や、集客手法・PR等の仕組みをつくり、その仕組みが持続し集客の増加効果が期待できる事業を対象選考し、物件費、人件費等の事業費のうち200万を上限といたしまして支援すると。事業執行に関しましては、町の補助事業として商工会が取り扱うものといたします。対象事業ですが町内の商業観光事業者、対象経費としまして物件費及び人件費とさせていただきます。選考及び審査に関しましては、商工会にて選考審査会を設置いただきまして、審査を行いまして、町の同意をもって決定すると。地場製品の活用数量、消費販売を増加する仕組みなどの活動指標、それから新商品

等の販売数、売上増加や交流人口の増加を効果目標としまして事業効果指標などを用いて選考に当たりたいと考えております。事業経費でございますが、補助金 200 万円、予算枠としまして 4 事業者、商工会事務費として 50 万ということで計上させていただいております。事業の流れでございますが、今概要述べました流れを記載させていただいておりますのでご参照いただきたいと思います。事業効果でございますが、商業振興では、消費、商品等の売上、交流人口の事業効果が見込まれること、それから観光振興では、新たな仕組み、集客事業に対する集客及び消費等の増加が見込まれるもの。それぞれ事業実施後も町内消費拡大、経済循環に伴う地域活性化が繋がっていくということで、この事業をご提案させていただいております。以上です。

○議長（山本浩平君）以上で詳細の説明は終わりです。

それではここで一旦、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 1 時 5 4 分

再 開 午後 0 時 5 9 分

○議長（山本浩平君）それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは提案の説明が終わりましたので、これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方どうぞ。

10 番、小西秀延議員。

○10 番（小西秀延君）それでは補正について 2 点だけ質問させていただきます。1 点目は青年畜産農家創業支援事業なのですが、こちらのほう最初の説明ではアンテナショップの説明もあったのですが、その辺新しくつけていただいた説明の資料のほうには詳しいことはちょっと書かれていないのですが、どのような形で行われるのか。そして、こういう肥育をするという形になりますと、2 年ほどやはり収入が余らないという実績になっていくのかというふうに考えているのですが、町が補助金を出して支援するという形になりますので、きちんと町もかかわってこれは成功するきちんとした形を創設しなければならないと私は考えております。その辺の政策的なかわり方、その辺をもうちょっと詳しくご説明をしていただければと思います。もう 1 点ですが、各課にまたがって予算の振りかえ、これから 27 年度予算で振りかえられる事業という形になっていきますが、それらの振りかえられた予算、その大きな使用方法、主にやはり町民向けに向けられた事業を振りかえているという形になっていますので、これがまた経常的なのか、償還分に充てられるとか、そのような大きな全部町民向けにきちんとした、また政策を考えていきますというような形があるのかなのか、その辺をご回答願えればと思います。

○議長（山本浩平君）石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君）小西議員のご質問にお答えをいたします。まずアンテナショップの関係でございますけれども、こちらにつきましてはずっと通してというのは、最初のうちはなかなか難しいのかというふうにとらえてございますので、週末等の期間等に、土日とか祭日とかそういう時に合わせましてスポット的にちょっと行っていきながら収益を得るという方法を取ろうというふうを考えてございます。それで今その開催する場所でございますけれども、1 番消費の大きな札幌圏、それから千歳空港等もちょっと考えられるのかというふうに模索をしております、そちらのほうにつきましては、関係事業者と協議させていただいているという状況になってございますので、そちらにつきましては今どちらかというとは

っきり決まってないという状況でございますけれども、基本的にそういう形で行いたいというふうに考えてございます。それとあと経営の関係でございますけれども、そちらにつきましては今現時的には、それぞれの白老牛販売している店舗5店舗でございますけれども、その店舗につきましてはパーツパーツの、それぞれこの部位によって購入等が行われておりまして、実質的にその部位がそれぞれ足りないという状況になっている状況でございますので、そちらのほうを町外の事業者さんから仕入れてるという状況があります。こちらのほうをそれを一括して一頭買いすることによって、基本的にその足りない分をこちらから入れるという方法をとるように考えてございますので、そちらの収益を含めて基本的に安定した経営の中でその企業畜産起こした中でしっかりとやっていくという考え方をしております。その中で頭数は基本的にはその肥育頭数をこう入れるのですが、基本的に逆にその販売する頭数もその肥育頭数以上に、極端に言えば3頭肥育頭数するという形に、そうするとこの販売を6頭販売するという形をとろうというふうに考えてございますので、それはその倍数というわけではないのですが、基本的にその販売する頭数とそれから購入する頭数、そちらについてはその収益にあった形でしっかりとしていくという形をとろうと思っておりますので、収支等については大きな町の補助金が来年度以降なくなったとしても、収支バランスは取れるものだと私は考えてございます。

○議長（山本浩平君）安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君）今回の交付金事業で新年度に計上した事業との振りかえでございますけれども、新年度事業では、栽培漁業型の漁業推進事業と観光誘客推進事業、それと地域塾の開講事業等ございまして、これを合計しますと530万ほどございますけれども、補正事業については新年度の財源をまず留保して、補正財源等の財源に活用した中でまた事業を考えながら充当していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君）10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君）まず1点目、農家の創業事業のほうですが、私も一般質問等で、やはり白老牛というブランドここまで高めてきて、なかなか肥育の問題というのが農家の間では個人農家さんが特に肥育に至らないで子牛で売ってしまうという、それが白老牛というものにならないという、そういうことを訴えさせていただいてました。こういう事業やっぱり白老がうっていく必要があるというふうにずっとお願いもしてきて、実現化されたのが大変良いことだと思っております。もう少し詳しく聞いていきたいのですが、総事業費で1,500万程度になると。これ出資者がおのおの、かかわる農家数、農家さんが出資することが原則としてなっているのか、比率がそれぞれまた違うような形があるのかどうなのか。それとアンテナショップですが、私も以前からいろんな形のアンテナショップ、白老町もかかわってやってきてなかなかうまくいかなかったという点を心配しておりました。今1名新しく雇用されるということですが、その方だけではなかなかアンテナショップというのは難しいのかと。そういう臨時的なまた雇用等も発生してきたり、このほかに必要になってくる人員とかも考えられているのかどうなのか、その辺ももう少しお聞きしたいと思います。振りかえられる財源のことですが、500数十万でしたよね。一応新たな事業考えていきたいということですが、それを理解するには町民向けの事業だということでは理解してよろしいのではありませんか。償還金とかに当てはめるということではないということでは理解していいのか確認をさせていただきます。

○議長（山本浩平君）石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君）今の小西議員のご質問でございますけれども、出資金等につきましては、

その今想定されている農家さんの中で出資金を出すという形をとろうというふうに考えてございます。それで肥育のほうに関しましては、これにつきましては今現状的には絶対頭数が足りないというわけではないのですが、基本的に町外に出すのは企業畜産の方がしっかりやっておりますので、そちらのほうは充足しているというわけではないのですが、ある程度の供給ができていくというふうに考えてございますが、先ほどちょっと申しましたとおり町内に回る牛がやはり町外の業者から仕入れているという状況がありますので、それについてはやっぱりしっかり生産体制をつくっていくのが一つの重要な政策かというふうに私も考えてございますし、それに向けて事業をしていかなければならないというふうにはとらえてございます。アンテナショップ等につきましては先ほどもちょっと申しましたのですが、大体今のような形、先ほど申しましたような形で最初は進めていって、こう後で形が見えてきた段階で、日数を増やすなり物を増やすなりという形をとろうかなというふうには考えてございますし、そのような形で今協議を進めているという状況でございます。それからこれからの雇用の関係でございますが、確かに小西議員の言われるとおりのある程度の形ができてきた段階になりますと、今のところ1名の雇用というふうには考えてございますが、将来的にはそれを2名なり3名なりとか増やしていくという形をとっていかないと最終的には目標に達成する大きな成果が出ないかというふうには考えてございますのでこちらについても収支等のバランスを見ながら経営の安定を図っていききたいという考えでございますので、最終的に雇用が少しでも増えるように、それから白老牛がきちんと生産できるような体制をつくっていくということを目指しながら、事業を進めていききたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君）安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君）この交付金事業に振り向けられた事業の残った財源でございますが、27年度の中で様々な補正予算が出てまいりまして、その財源として一般財源でございますのでそれを補正、これから対応する財源に振り向けていきたいと。どういう事業が出てくるかは、この財源をもって何かをやるのではなくて、今後27年に出てくる補正財源で活用していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君）2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君）2番、吉田です。先ほど出てきたので余りまだ深くはあれなのですが、何点か伺いたいと思います。今回こういったわかりやすい資料出していただきまして、大変に参考になりますし、ある程度内容を確認した上で質問させていただきたいと思います。1点目はプレミアム付商品券の発行事業についてですが、以前これ昨年はなかったと思います。以前から実施をしておりました。その中で前回のときには印刷代と事業費として、事務費としては出しておりませんでした。プレミアムの分だけを出していたのですが、今回この事務費が出るということは、この事業の実行に事務費もついていいという事での予算配分があったということにとらえていいのか、その点1点伺います。それからこれ細かいことになってしまいますけれども、やはり1人当たり購入限度が10万円というふうになっていました。10万円ということなのですが、町民の方々からやっぱり一気になくなってしまおうということで、1万冊と3万冊と今回は2回に分けてですよね。そういったことから、もう少しその工夫が必要ではないかというふうに思うのですが、その辺のお考え方を伺いたいと思います。それからもう1点、子育てプレミアムについて伺います。割引価格が3,000円ということで、2,000円で販売をするということになっています。26年度は臨時特例交付金の子供たちに当たりました。でもことし27年度は臨時特例交付金が3,000円になります。だからその臨時特例交付金で買いなさいという意味なのか、これを考えたときに各市町村の状況は把握さ

れたかどうか、その点伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君）今の3,000円で販売です。助成が2,000円です。

○2番（吉田和子君）3,000円の特例給付金がちょうど3,000円になるということですので、それを充てるという考えでやったのか、それと各市町村のかなりいろんなところでも実施しています。そういうことで各市町村の状況は捉えているかどうかということが1点です。それから福祉商品券の助成事業について伺います。以前に特例給付金の中で、1日目の議会での補正の交付金2,000万の返還がありました。それでなぜそんなに大きく返すのかということは申請主義で、なかなかその町民の間にそのことが行き渡らなかったのではないかとということと、その申請したときのあり方というのいろいろな議論がありました。これは町民側にきちんと自覚をして申請をしない町民が悪いのか、それとも行政が手薄なのかということがありました。それでそういう議論はまた別として、今回2,500世帯が対象となっていると。しかしもう最初からこれは時期から見て、福祉灯油にかかわるのかと少し思っていました。時期的にも福祉灯油になると思っていたのですが、ただ高齢者に当たる低所得者の非課税世帯の特例給付金の額も6,000円に下がります。そういったことを含めて、これはきちんと皆さんに行き渡るようにしていただきたいというふうに考えているのですが、7割の申請ということで、最初からもう7割というふうに示されています。その7割とした理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本浩平君）本間産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君）最初の2点、私のほうからお答えさせていただきます。まず事務費の関係でございますが、26年度、前年度の部分の中で事務費のほうの計上は取扱店のパーセントということでやりくりをいただいて、最大限町の一般財源を抑制した中で商工会にご協力いただいて運用させていただきました。今回は額的に2億という想定が今までございませんし、印刷費相当がかなり2回に分けるとということもあれば、発行の今の予定というところとも踏まえるとやはり、いろんなちょっとロスであったり、印刷費の版を2回分けなければいけないとか、そういう部分もありますので、そういうことも考慮しまして今回額的には大きな計上させていただいています。吉田議員おっしゃるとおり交付金の取り扱いに関しては、事務費は計上は認められていますので、まずご理解いただきたいと思います。また10万円今回下げてということで、以前30万から20万ということで、やはりどうしてもその広く、やはり購入者にも行き渡りたいというところも今回も想定しております。これは当然2億規模の想定になりますと、全ての方にまずもって周知をして対象としていきますので、まずはこの10万円、またこれ5万円となるとまた内部でも議論したのですが、魅力的な部分も制限もありますので、まずもってちょっと広く当たるように10万円ということで設定させていただきましたのでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（山本浩平君）坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君）それでは私のほうから子育て世代プレミアム付商品券の関係で、議員さんから各市町村の状況について、つぶさに検討していったのかということでございます。ここの部分については当然その制度設計する段階でほかの市町村の状況とか、それから国のこの交付金が出るという段階でいろいろ情報いただいて、どんな形で進めたらいいかいろいろ子ども課のほうでは例えば保育料とかいろいろあるのですが、そういったものもどうなのだろうかとかいろいろ考えてはみたのですが、平成27年度予算も、国のほうの予算もずれ込んでいたということもあったものですからこれはちょっと難し

いということもありましたし、あとはいろいろこう考えてみて実際一番効果が出てくるものはどうなのかと、今の既存のそういうプレミアムの今までやってきて実績と、そしてそれも合わせて今回子育ての部分ということで、当然人口減少とかそういった部分で少子化対策なんとかこうしたいと、今回そういうものが出てきたものですから、それに今回乗った形で一人当たり 2,000 円の助成ということで、この商工会の今までやっていたプレミアムにのっかる形で今回事業を組み立てました。以上でございます。

○議長（山本浩平君）長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君）私のほうからは福祉商品券の助成の関係でございます。今回の助成事業におきましては、私どもも福祉灯油というような観点もいろいろ考えさせていただきました。ただ福祉灯油以前やりました中身でいきますと、対象者がある程度限定されてきたものですから、今回この交付金にのっかった形での低所得の方を対象にしたということで広く対象者に助成したいという考えを持って今回の事業を計上させていただいたわけなのですが、なかなかここでは 3,500 世帯おおよそその 7 割程度ということで、予算をさせていただきましたが、実際に住民税の課税状況の中で非課税の人数というのはおおよそわかるのですが、世帯となるとなかなか把握が難しい状況でございます。その中でおおむね 3,500 世帯であろうという中の 7 割程度で予算化はさせていただきましたが、当然周知によってこの 7 割を超えることは当然予想されます。そういう場合におきましてはプレミアム付商品券のほうとの予算の関係等いろいろの中で検討はしていきたいというふうに、とにかく助成を少しでもしていただくような形、周知の方法も先ほどご説明したように広報だけではとどまらず期間中に全世帯の方に周知して申請をしていただきたいというふうに考えてございます。とにかく課税状況等を把握するためには申請をしていただければ、課税状況がなかなか見られないという部分もございまして、どうしても申請方法になるものですから、そういうことはご理解いただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君）高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君）今ご質問ございました 3 事業についてでございますけども、まずプレミアム付につきましては、国のほうでは、国とのやりとり今も続いておりますけども、一応国の見解としましては最大 20%という見解を出しております。それで白老町としましては 10%にいたしました。そのことで子育て世代のプレミアム付商品券というのは、5,500 円に対して 3,000 円というのは国では認められない。ですからこの 2,000 円というのは消費関係のプレミアムじゃなくて、生活支援の 2,000 円ということで了解をとっております。福祉商品券につきましては予算上こういう計上しておりますけども、もし申請があれば対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君）2 番、吉田和子議員。

○2 番（吉田和子君）プレミアム付の商品券の発行については、事務費のほうの関係は了解いたしました。ただ 2 回に分けてやるということで、最初 1 万冊ですよ。次が 3 万冊ということでの割り振りをどうするのかということと、じゃあ 1 回目を買った人は 2 回目は遠慮していただくのか、なるべく一人でも多くの人に行き渡ることが 1 番大事なことではないかというふうに考えるのですが、そういった工夫が今後必要ではないかというふうに考えております。それから子育てプレミアム券については、今高橋課長から説明がありましたけれども、国とのやりとりでは最大限 20%として、白老町は 10%になっているので違った形になるという話さされていました。私これそういうことなのだと思います。次何が言いたかったかということ、無料で子育て支援策として子供 1 人に幾らというふうに渡しているのです。買っ

いではなくて。だから3,000円の先ほど言ったように臨時給付金がありますので、それを使いなさい、うまくこう家庭で工夫しなさいということなのかというふうには思いながらも、その給付金がもう3,000円になって減っているわけです。その中で子育ての子供が少ないという大きなこの財源の目的、使う目的というのは、地域再生ということは、子供たち、子育て家庭もしっかり守っていくということは雇用ももちろんそうですし、だからそういった面から考えると私は、これをうまく活用して本当は給付金で減った分位は支給されて当然ではないかというふうに考えておりましたので、そういったほうの検討はされたのかどうかということを知りたいと思います。それから、高齢者の非課税世帯のそういうことで家族構成が国勢調査なんかするとときめんわかるのかというふうになんかちょっと思ったのですけれども、そういった数を見てやはり国勢調査の中でわかった人で申請していない人は、きちんとお知らせをすれば、これ人間として当たり前なことだということで申し上げますけど、町に支払わなければならないお金というのは払います、皆さん。給料がいくら安かろうとどうしようと払わなければならない義務があります。ところが町がお渡しするお金は、申請しなかったらもらえないのです。でも払わなかったら最後の最後まで債務の請求をされます。何回も通ってきます。だけど申請しない人は個人の勝手なのか、わからないでいるのか、その辺がわからないから難しいと思うのですが、わからないでもしやっている人がいたとしたら、それは本当に申しわけない、かわいそうなことだというふうに思いますので、特に福祉灯油にかかわるような、代替になるような、福祉灯油だと5,000円ですけど、500円多いわけですから、高齢者にとっては大変うれしいことだと思いますので、そういったことが行き渡るように考えていっていただきたいと思います。それから長期ビジョンの総合戦略、これから庁舎内に組織を立てて町民をも含んだ地域の代表者としての組織体をつくり、これから5年間の目標ありますよね。その地域で持つ女性の働く%を73%、今70.8%ですか。白老がどれぐらいかわかりませんが、国の目標は73%に持っていきなさいとか、それから若い人の雇用は何%だとか全部目標出されておりますけれども、今コンサルタントにお願いして白老町の現状を全部把握して、その組織で今度は白老町のそういうビジョンをつくっていくって事なのですよね。これは今年度中の、14年度の補正予算です。27年度にはもちろんかかっていくと思いますけれども、27年度の前年度では、この予算大体1兆円国は考えているのです。ですけどもその中で、15年度中には7,225億円使えるということになっているのです。ということは計画を立てるためにはまだまだ半分、3分の1以下の値段で計画を立てる、一番大事なものはその計画立てたのを実施するためにいかに予算を国からいただいていくか、そういう計画を立てなければいけないと思うのですが、これはやっぱり15年の予算にかかわることですので、早急に対応していかなければいけないと思うのですが、この組織体の組み立て、それからこの計画の着地点というか、いつまでつくろうとしているのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君）本間産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君）プレミアム付商品券の関係でございます。7月と11月のほうの割り振りでございますが、今までの流れでいきますとやはりお歳暮商戦、いわゆる年末に向けての1度の、これはどうしても資金決済法の中でいきますと、6カ月間という制限もあって、一定の届け出が必要であれば6カ月以上にはできるのですが、その法律に基づいて対応するというので今までは1回ということでやったのですけれども、やはり今回ちょっと発行額が2億円規模ということもありまして、やはりきちんと需要期を見定めて、その中でやっぱり早期にもいただきたいというニーズもご

ございましたので、対応させていただきました。ただ最後の最後までやはり発行額に関しましては正直この1万冊にとどめたというところも、先ほどトータルで話しますと子育て、福祉の分野でも7割という見込みがやはり適切かどうかということはやはり申し込みを100%いただくようにすれば、このやはり交付金の中で調整しなければいけないということで、まず1万冊という部分に関しましては極力前半抑えざるを得ないということも考慮しまして組み立てております。したがって今までの流れの中で最大ということなのですが、議員からご意見いただいた部分は、また商工会とも検討いたしまして意見としまして反映していくような部分はとりたいと思いますし、全体とおして言えることはやはりそれぞれ特定の該当者がおりますので、そこはしっかりそれぞれ担当課に、しっかり告知、周知をしていただくということはもう前提で、一般売りのほうもしっかりと商工会通じて告知をさせていただくと。買っていただく方々、取扱店にはきちんとおもてなし含めて、使っていただく部分、体制としては万全を期するように対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君）長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君）福祉商品券の関係でございます。周知につきましては先ほどお話ししたような形なのですが、臨時福祉給付金、こちらのほうも平成27年度交付を予定しております。その中で昨年も実施しておりますが、臨時給付金の中で対象となると思われる方に文書で発送いたしました。ことしも大体臨時福祉給付金も9月頃から受け付けを開始する予定であります。今回のこの福祉商品券の助成と大体同じような時期なものですから、昨年実施した臨時福祉給付金の対象となる方に対して、同じようなどちらか非課税という形で、大体同じような内容でございますので、臨時福祉給付金とこの福祉助成券、こちらのほうの周知を該当すると思われる方々にそれぞれ文書で、これは税務課との協力も必要なのですが、周知したいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君）高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君）2点お答えいたします。まず1点目に、子育て世代のプレミアム付ですけども、これは子育て世代というものに経済的に負担を軽減しようということで、子ども課のほうから発案された事業なのですが、そういう発案された事業を検討会議を経て検討してまいりました。いろいろな考え方ございますが、3,000円で購入して5,500円使えるということは、要するにプレミアム率でいうと86%になるのです。無料でというお話もありましたが、これをもし無料でやりますと1,760万ぐらいかかる計算になります。ですとどれかの事業を落とさなければならないということにもなりますし、このプレミアム率86%で、この子育て世代が町内で買い物をしてもらうのにどれだけの誘導、喚起ができるかというような問題もございました。実際の一般のプレミアム商品券は10%ですから、それに比較しての倍近くの利得があるというか、そういうことになりますので、何とか子育て世代にこれを使っただいて、町内で買い物をしていただきたいという検討の結果で、今回3,000円の設定になったということでございます。2点目に、地方版総合戦略の関係ですけども、確かに今後、国のほうからも随時情報が出てくると想定しております。なるべくその国の情報を早く察知して、対応をできるように努めてまいりたいと考えておりますので、もし議員のほうにも情報が入りましたらぜひ提供をお願いしたいと思います。策定に当たりましては、目標については、数値目標というものが前提になっておりまして、それを評価できるようなものにしていくということでございますが、あと策定期間につきましては、先ほど申しましたように、少なくとも28年度の予算が検討する時期に事業内容とか、そういうものを固めてまいりたいと

いうことを勘案しまして、一応10月までに策定していきたいというような予定で考えております。

○議長（山本浩平君）坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君）うちのほうの今議員さんのほうからの申請主義ということでございます。それでこの子育て世代のプレミアム付商品券の発行について、申請主義なのでありますが、周知期間の中で広報誌の掲載とチラシということとございますが、そのほかうちの小中学校、そして幼稚園、保育園といった所の配布と、そしてそういった部分とあとポスターをつくりましてしっかり配布し、着実な推進に向けていきたいと思っております。以上です。

○議長（山本浩平君）2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君）わかりました。子育てプレミアム付については、前にも子供の給付費の時にほとんど行き渡っているのですよね。だから児童手当をいただいているので、ほとんどその周知はあまり必要ないというふうに私前に言ったような気がするのですが、こういうふうにしてお知らせすることは、こういうことやっているのだと町民の方もわかるのでいいとは思いますが、必要なことはしっかりやっていただきたいというふうに思います。それと先ほど子育てプレミアムやっぱり3,000円負担すると、これ1人2組という計算していますよね。100何十万かかるといっているのですけど、1人1組にしたらタダでできるのではないかというふうにちょっと思ったのですけど、そういう計算にはなりませんか。やっぱりあくまでも2組、そういういろんな検討されたと思うのですけど、1組にして無償でというふうには考えられなかったのか、その点だけ最後伺います。

○議長（山本浩平君）高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君）子育ての件でございますけども、さまざまな検討はしてまいりましたけども、今回の発行につきましては、検討の結果全額無料というところまではいたりませんでした。

○議長（山本浩平君）ほか。8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君）8番です。資料説明9ページ青年畜産農家創業支援事業と、水産管理のための水産資源の新たな衛生管理体制向上支援事業と2点にわたって質問します。まず1点目、この畜産農家の創業支援については大変いい事業だと思っています。生産、加工、販売という経済効果最大化になる事業であり、また課題であった肥育牛への出荷体制や町内での供給体制、さらには全国に発信できるチャンネルの確保という一石四鳥の事業なのかと思いつつ、このぜひ、この大切な事業を失敗したらならないという観点からちょっと質問したいのですけども、この事業の取り組みとしては大変良いと思うのですけども、ちょっと資料の問題で事業計画のほう読ませていただきました。丁寧につくられているのですが、これ事業の総額と補助金額と売上目標ということですが、これ一体何にいくら使われているとかその部分が見えないので、計画の妥当性の審議がちょっと苦しいということです。例えば運転資金等に充てられるのはどれだけだとか、あとは飼料や資材代だとかといった部分の見込みだとか、恐らく精緻な事業計画たてられていると思うのです。そういう部分がきちんとしているという部分や後選定事業者に対してもやっぱり実績だとか信頼性、例えばこういう、これだけのきちんとした実績を抱えているから大丈夫だというようなその検証をできる形での助成をしていただきたいと思います。そのあたり説明していただければまずいいのと一点、あと10ページのほうです。この水産の関係です。こちらが木製コンテナとプラスチックコンテナの魚価の差額が7.8円にあるということで、これは説明非常にわかりました。今後正確な数字ではなくて結構です。登別と白老港それぞれでまだ残りの木箱、つまり今後更新が必要であるその必要量につ

いてどの程度かどうかを押さえているでしょうか。

○議長（山本浩平君）石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君）広地議員のご質問にお答えをいたします。事業計画の事業の中身でございますけれども、まず細かいので項目ごとに出していきます。出資金につきましては、一応 30 万円を予定してございます。それから原材料の購入でございます。これは牛の購入でございますけれども約 810 万ぐらい。加工品販売等の収入でございますが、これについては 390 万程度を予定してございます。あとイベント等の収入により 60 万円を予定してございます。それから補助金が先ほど申しましたとおり 792 万 3,000 円を予定してございます。大体総体では 2,082 万 3,000 円ぐらいの予定で収入を考えてございます。それから支出でございますけれども、こちらにつきましてはまず事務管理費については 35 万円程度、それから事務所の設営等経費につきましては、78 万円程度考えてございます。また肥育管理等につきましては 346 万 2,000 円程度ということで、あと販路拡大経費こちらにつきましては 122 万 8,000 円程度、それから加工品の開発等に関しましては 75 万程度、それからイベント等の参加につきましては 60 万程度、それから人件費については 115 万程度、それから原材料の収入、これは牛の収入なのですが、牛を飼うことなのでも、690 万ほど予定をしております。あと販売管理費として約 58 万程度ということで、実際には 1,580 万 3,000 円程度の支出の内容になってございます。こちらにつきましてはこの支出等の差額出ました、500 万程の収入の差額があるのですが、こちらについては次年度の運営資金ということで考えてございます。そういった魚箱等でございますけれども、今登別漁港のほうには全て配置されてございます。あと残り白老、先ほど申しましたこの事業の中での 500 の魚箱の事業につきましてはこちらで大体すべて完了するというふうに考えてございます。衛生管理がしっかりと行き届くというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君）8 番、広地紀彰議員。

○8 番（広地紀彰君）8 番です。わかりました。まず青年畜産農家創業支援事業については理解できました。それで実際はこの関係で販路の確保ということで、すでに販路を確保してあるということで、これは大事な部分がきちんと押さえられているというふうな印象を受けました。当初確保としてはこれだけで十分需要を満たせるという形だと思っておりますが、多分これだけ、その新商品の開発等もありまして、町内の事業者ももっともっと、町内でこういった事業の成果を広げられるような形で町内の事業者にも広くさらに販路確保に努めながら周知を図っていくべきだと思いますが、このあたりの考え方について、それとあと水産資源のほうはわかりました。計算したら大体 1 箱で 800 キロ位入るとなれば魚価の差額だけで、1 回あたり 6,000 円も変わってくるのですよね。これだと 20 回も使わないうちに元を取ってしまうということであれば、これ本当に良い事業だと思いますので、これで全部終わったということでわかりました。とりあえずそれについてはいいです。

○議長（山本浩平君）石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君）今の町内との販路の確立でございますけれども、こちらにつきましてはこういう事業枠でしっかりとやっていながら確立が見えてきた段階で、それぞれその事業者等ご協力を得ながら販路拡大それから生産規模を拡大していこうというふうに考えてございます。これからすぐ 1 年 2 年、そういうような成果が表れてくるというふうに私はまだ見ておりませんので、これは 5 年 6 年という時間をかけながら事業を積み重ねていってしっかりとしたものにつくり上げていきたいというふうに考え

でございますし、こちらが成功することによって白老の生産がスタートしていけるのかというふうに考えてございます。あと水産につきましては、今のような状況でございますので魚価の向上とそれから漁業者の安定が図られるということで、この事業についてはしっかりとやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君）11番、山田和子議員。

○11番（山田和子君）11番、山田です。青年畜産農家創業支援事業について今大体お話聞いていたのですが、私もこの青年畜産農家に対して応援、支援していくのは大変良いことだと考えております。そこで販路確保のこと、今の件ですけど、自分の店でも使いたいという方もどんどん希望が増えてくると思うのですが、そこは既に決定されているような雰囲気があるのですが、その不公平感というのはないのかどうかということと、地方版総合戦略策定事業について、グループリーダーを中心としたワーキングチームが設置されますが、ここも若い方を中心に将来ビジョンを考えていくことでとても期待しておりますが、ここのその上に創生本部がありますよね。ここで若い方々が描いたビジョンがもしすごく革新的なもので、その創生本部の、うちの庁内にはないかと思いますが、創生本部の方々の保守的な考えでそれがかき消されるのではないかという心配もあるのですが、その会議の透明性というのはどのように確保されていくのか、もしかしたらそこで凄く良い意見が出ていて、でも庁舎内でなくなってということも考えられますので、その会議の透明性についてお尋ねします。

○議長（山本浩平君）石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君）今の山田議員のご質問でございますけれども、こちらの説明資料に載っているのは一つの事例でございます。これに載っていないものについてだめだということにはならないというふうになっていきますし、販路の拡大をしていく中でたくさんの事業者さんにお使いをしていただく、それから生産のしたものを販売していくという形をとるように考えてございますので、今後その需要がたくさん出てきましたらそれに合わせた取り組みをしていくという考えでございます。

○議長（山本浩平君）高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君）総合戦略の策定過程でございますけれども、まずワーキングチーム等のそういう意見がきちんとわかる形でそういう経過を残していくというお話ですが、当然今の多分事務局は企画グループということになって、人手がないということがあります。そこで今回交付金を使ってコンサルタント入れるということになりますので、それはコンサルタント等をフル活用して、きちんとした会議録ですとか、そういうものを残して検討進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君）11番、山田和子議員。

○11番（山田和子君）11番、山田です。コンサルタントはそういった会議にも参加されるということの押さえでよろしいですか。

○議長（山本浩平君）高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君）今のところどういう会社になるかというのはわかりませんが、うちの仕様書上ではそういう会議の参加運営も要件としていく予定でございます。

○議長（山本浩平君）ほか、7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君）11ページの地域特性を活かした商業観光振興事業なのですが、これ4事業者、1事業者200万ずつで商工会のほうで公募して、その中で審査選考をして事業実施するというふうに書

いている案内はあるのですが、これ読ませていただいたらこの4事業者に採択される基準、これがよく読んでいてもわからないのですよね。だから例えば5事業者が出しましたと、10事業者が出しましたと、応募するのはいいのですが、この応募するのに例えば商業振興では地域の特性、地場産品を活かした商品を開発し販売増加や販路拡大を図る事業というのはつまり、新しい商品を開発しなければだめですということの基準があるのか、そういう基準というのはどういうふうになっているのかということとはちょっとこれだけではわからないのでそれを教えてください。それともう1つ商工会で採択するということになっておりますけれども、そのとき白老町もちろん補助事業というか、国の補助金なので出すと思うのですが、そのときに、商工会で採択するときに白老町はどういう形でこれにかかわっていくのかという、別に補助金だしてはだめだという話ではなくてどういう形でかかわっていくのかということが2つ、それお伺いします。それともう1つ、地域住民生活等緊急支援のための交付金ということで今回このような8,700万以上の事業出していただいてすばらしいと思って、これからそういうこともどんどんやっていただければと思っております。ただ今回これだけだったのでしょうか。もっとほかにもあったのでしょうか。その辺どうなのかということだけお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君）本間産業経済課商工労働・観光営業戦略担当課長

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君）地域特性を活かした商業観光振興事業でございますが、まずこの募集の中での選考方法としてどういった中身で決めていくかということなのですが、いろんな地域資源を活用する想定でいきますと、新商品開発であったり、特産品を使う部分のいろんな想定がございます。この時点であまり制限をすることで拾えなくなるということも鑑みた結果でありまして、募集するほうの事業者さんがやはりいろんなそのニーズの中で応募されるということで、そこを間口として大きく捉えた募集枠になっております。方法に関しましてはこれで書いているとおり活動指標なり、事業効果指標というものをきちんと数字で、ポイント制で選考していきたいと考えておりまして、その中で優先度高いところ、4事業者、5事業者、6事業者応募があった場合はそういう優先度の中で選考していきたいということでございます。それから町のかかわりでございますが、当然のことながら選考の設置に関しましては商工会にやっていただくこと、その1つの理由とすれば、やはり商工会の中でも要望事項としてこういう部分も組み立てたいという意向の中、それとやはり経営指導として指導員がしっかりとおりますので、募集の中での事業計画、今後の継続性、優先性というものはしっかりと商工会の経営指導の中でも取り組んでいただきたいということもあってこういう形態にしております。町に関しましてはその選考結果を再度結果に基づいてその同意をもってかかわるような形で、直接その選考委員会には入る形は取っていませんが、結果の中できちんと判断しながら決定していきたいという流れで考えております。以上です。

○議長（山本浩平君）高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君）このたびの交付金の検討についてでございますけれども、まず地域の消費喚起生活支援型というのは大体国で示されているものと、即実行して効果があるものということで選定してまいりましたし、あと問題は地方創生の先行型のほうの検討でございました。いろいろ雇用をつくるですとか、人をつくるですとか、もしくは人口減少を止めるですとか、そういうような面で事業を、地方創生の事業の先行としてできるものということになりますので、特に実質の検討期間というのは本当に1カ月位しかない中で検討しましたが、先に今回ご提示した事業としては、産業、農業、水産業、商業、

観光業、それと子育てというか子供の学力サポートですとか、地域塾というものに充てていくということで、今回人口減少対策ですとか、子育て対策がまた新しいものを出せなかったのですが、今までの検討がありましたように、例えば移住定住の支援センターですとか子育ての包括支援センターだとか、そういうものが今の検討期間の中では先行型としては出せなかったということで、今回の先行型としては産業中心にして仕事、雇用の拡大につなげていく先行型として提示したものでございます。

○議長（山本浩平君）7番、西田祐子委員。

○7番（西田祐子君）本間課長のほうまず、これに対して町のかかわりどうなのかということなのですが、やはり去年も確か補助金いただいて4,000万近くの農家の方々の形で補助金を返還するだとか、やっぱりいろいろなこのようなものいただいた時に、商工会にお任せしたときにでも、どんなときでもとにかく白老町の責任でやらなければいけないものですから、その辺をやっぱりきちんとどこに任せようとやっぱり町の責任としてやっていかなければいけない部分があると思うので、本来の目的というものをきちんと見据えた上でぜひ実行していただければと思います。もう1点高橋課長のほうなのですが、今回この交付金やるにあたってやはり私は白老町財政大変な中でやっぱり石破創生大臣からの発言、国がそれぞれの自治体で頑張っているいろいろ手上げ方式で補助金獲得してほしいというふうに、そういうふうに国のほうで言っているわけですから、やはり手を上げないことにはやはりこういう補助金があたらないわけですよ。やはり白老町の役場の課長さんまず率先して手を上げてこういう事業に取り組んでいただけるようなそういう体制をぜひ組んでいただきたいと思うのです。また町長もそういう職員をきちんとぜひ強化していただければと思います。余計なことですけども、そういうふうなお願いで質問させていただきました。

○議長（山本浩平君）本間産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君）補助金の活用、我々としては申請から実績報告をいただくという流れの書類上の部分だけですが、当然この事業に関しましては地方創生事業の中の一つの重要度として高い事業ですので、きっちりやらせていただくことを前提に進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君）白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君）今回出しましたことと併せて、これから地方版の総合計画というようなことでその策定事業、あるいはそこに盛り込む事業といいますか、そういうことを検討していかないとだめだと一般質問、代表質問でしょうか、そちらにもありましたけども、非常にいろんなものの計画がちょっと集中してきていますけども、そういうものを構築するための体制整備といいますか、そのこともちょっと指摘されます。何々チームとか何々室とかという専門でこうできれば、なかなかできないのですけども、事務局担当する企画課といいますか、そういう中では人員の体制とか、少しですけども強化して4月1日以降当たっていきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君）ほかございますか。13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君）今まで1時間ばかり活発な議論をしてくれていますけど、それはそれでいいのですが、水差すわけではないのですけど、別の観点からちょっと質問したいのです。私はこの前回の国の交付金等々3回ぐらいありましたけど、なぜ議会の声を聞かないのかということのを再三言ってきました。今回もまずこの資料は、2月の末の議案説明会からきょうまでの途中で資料提出があってもよかったと思う

のです。そして議会の議論をする、あるいは議会が対案を出す。なぜその中で私やれないのかと本当に思うのです。その前回の若干視点は違うかもわからないけれども、何回も議会で議論されている、平成 25 年度の白老町観光連携 6 次産業の人材育成事業、これも重点分野雇用創出事業ということ 4,000 万で、結果は言わなくてもいいと思いますけども、これも結果的に上ってきてそのまま議論して、不安材料いっぱい残して、議論の消化不良を起こした結果こうなのです。今回も多々あると思います。これだけ議論出ています。私も地方創生の先行型議論をしたいと思います。だけど議論するには時間なさすぎます。多分追認になるのでしょうか、このままいけば。本来いけば、青年畜産農家創業支援事業だって、8 番目の地域特性を活かした商業観光振興事業、答弁聞いても何も具体化なっていません。25 年度と同じ轍を踏むと思います。仮に青年畜産農家創業支援事業、あえて言います。若い人やるのはいいけども、課長の答弁聞いたら本来町の素牛が、今、高い時に本当に採算性があるのかどうかという議論とか、白老町はこの肥育畜産、議会でも議論されています。そういう方向性の中でどういう位置づけするのだということ何もなくて、ただ短時間の組み立てで上がってきているのです。高橋課長は 1 カ月ほどの検討と言っていましたけど、私の情報では、この青年畜産農家創業支援事業 1 カ月以内でやっていますか。どういう募集しました。これだけの、1 カ月ぐらいの検討で上がってきますか、これ。そういう募集の方向だと紐ついているのです。もっともっと広く議会で議論しなければいけないと思います。この 7 番、8 番目だって。私が言いたいのはなぜ最初に議会の議論、協議、対案を聞いてよりよい事業にしないのか、予算の計上あがってこないのですか。私本当にそこだけが情けない。私は後採決で態度で示すけど、ただ上げて短時間で議論をする、私自身は消化不良ですこれ。絶対にこの失礼ですけど青年畜産農家創業支援事業だって、今年度いいけど来年以降どうなるのですか。補助金なしで本当にできますか。肥育にだって 3 年かかるのです、2 年。じゃあ過去にここだって、その間の運転資金を無利子でどうしてやるかとか、そういう話になってくるのです。それとこれもさっき言ったように、畜産小屋建てると言っているけど、本当にどこで誰の場所ですらどうやってということないでしょう。私本当に質問したかったのです。もっともっと。だけど消化不良、上げるか下げるかの時間しかなくなるのではないですか。なぜ議会の事前の説明、全てではないですよ、協議、委員の対案、これは地方創生で地域の産業振興の活性化の起爆剤になるものなのですよ。それをただ担当のほうでなのか町長なのかわかりませんが、ああいう 2 つ位のもの挙げることはいいけれども、後は広くたとえ時間なくても意見求められませんか。話を聞く時間がないと言っていましたけど。私は前回も言っています。もっと対案を求める、議会の議員の皆さんの知恵があるはずだと、声を聴いたらどうですかと言っているはずですよ。簡単に言って議会とは何なのだと、ただ追認型でいいのだろうか。前回同僚も二元代表制のこと言いましたけど。僕はチェック機能ばかり云々言いません。政策提案、私達だってあるのです。少しのことだって言いたいです。それをこれから多分採決やと思うけれど、このままいけばまた先ほど言った 25 年度の時と同じような轍踏みます。もう少し考えていただきたいと思いますが、この議案の提案の仕方について、どのような形で提案はされたのか、この青年畜産農家創業支援事業にもどういう形で公募したのか。あるいは地域特性を活かした商業観光振興事業どういう形で組み立てたのか、その辺伺います。当然前段の同僚議員も質問しましたが、せつかくのこのプレミアム付商品券等々の 3 件だって本当は提案したいことがあります。だけどそれは言いませんけども、私が聞きたいの今の部分だけです。答弁願います。

○議長（山本浩平君）高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 検討過程のことについてちょっとご説明いたしますけども、まず検討期間が先ほど1カ月ほどということ言いましたが、その中で従来から各担当課でもっている課題案件、そういうものから今回組み立てて地方創生にあったものを取り込んでいこうという検討がされたということで、課題も何もないところから今回組み立てたというわけでは当然ないわけでございまして、そういう過程を経て、それについての検討をひと月程度でつくり上げていったということでございます。あと議会に対してのその提案ですとか検討につきましては私のほうからはあれですけども。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 従前にも国の交付金事業といいますか、こういうような形で来たときに、議会からもその場を出されて、協議する、検討する、そういう時間のない中で、議会との協議を十分やってもらいたいというふうなお話があります。何度か回答する中で私どものほうも、その都度回答しているのがなかなかそういう期間がなかったというふうな回答が多いのですが、確かに今回の国のほうから来て2月の頭ぐらいから通知がきた中でこうやってきたということで3月中にはもう出さないとだめだというふうなことから、十分検討する、議会とも十分協議する時間がなかったということに対しては大変手順としては、協議することの機会がなかったということについては、ちょっと反省しないとだめなのかというふうには思っています。ただ事業選択というのは行政としても、私どもも責任持ってこう事業選択するのですが、その組み立てとか何とかということとあわせて協議する中で、このような事業がというふうなご意見も当然あるというふうには思っていますので、私どもそこら辺はシステムというわけではないですけども、十分期間を取れるものについては議会とも事前に、提案する前にやはり方法としては今持って、議会とのシステムの中では全員協議会とか、所管のほうの協議会とかありますので、そういう時を活用する中で十分議会ともそういう機会を持って協議をしていきたいというふうには思います。今回そういうことができなかったということにつきましては、お詫び申し上げたいというふうには思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 私は責めているとか揚げ足取るわけではないけど、非常にその時間がないということが詭弁になっているのです。そして今、高橋課長がいみじくも言っていました。時間がないけども、担当事業でこれまで提案している部分を整理して上げたと言っているのです。そうすれば大まかな内容があって、ある程度整理された事業案は担当者が所管の委員会にも委員会協議会の中で意見を聞けるのではないですか。先ほど広地議員の内容若干数字聞きましたけど、もし聞かなかつたら内容すらわからないのです。8番目の青年畜産農家創業支援事業。本来は、私は前回の25年度の6次産業の轍を踏んだら収支計画書くらい何年分かきちんとついていて説明があってもいいのではないですか。私が言うのはいろいろ議論あるけどそれ以上は言いません。言いたいのは担当の企画課長今言ったのですよ、これまで担当で持っていた懸念を整理して上げたのだというのなら、何も短期間ではないでしょう。ある程度の問題があったのではないですか。それでこの地方創生あったからそれにのせてしまえという話ではないのではないですか。私は何もその一生懸命やろうとしている人の大体批判もしてないし、責めているわけでもない、若い人一生懸命やるの私はいいと思います。それだからこそもっともって議会からも知恵を出し、行政からも知恵出して組み立てて、万全な、万全まで言わないけども、あーそうだな、みんなで応援しよう、こうだなというくらいのものであれば説得力ないのではないですか。だからやっぱりこういう時間がないとか詭弁ではなくて、今言ったように担当の懸案を事業上げたと言っているのです、副町長。それはもう

少し議会に対案を示して議員から対案をいただいて良いものにするという方法があったのではないですか。ただこれなら議会は国の交付金だからいいという発想なのかわかりませんが、1時間か議論してあと追認でしょう、これなら。そうではないですか。

○議長（山本浩平君）白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君）1つ1つの事業がどうのこうのとは言いませんけども、やはり各課が平常時の業務の中で、将来的にこのように持っていき、あるいは現状としての課題はこうだというのは、それぞれの課で持っているということで、それを平常時の中で、ここまで持ってくるまでの組み立てをその時点でしているかと言ったらそうではないと。今回交付金がかかるということで、それではこれは使えるのではないかとということで組み立てをしていくということで全部が全部がその時点で、全部整理されているということではないものですから、情報を得た時点から組み立てをしていくというのが現実なものですから、1月下旬あるいは2月の頭にそういうものを整理して、調整会議を開いて、そういうことの組み立てをして成案まで持っていくということについては、相応の期間を要するというようなことで、今回の1カ月位の期間でということ整理させていただきます。ただ今言われる部分としては、前々から言っているとおり、こういうものを上げる部分についての議会の、町の協議といいますかそういう中で時間の余裕といいますか、ある程度の期間を取った中で、先ほど言いましたとおり全部にかかわるものは全員協議会で、あるいは所管のものについては所管の常任委員会の協議会でというような手法も当然とれますので、そういうような方法も手法の中に入れて良い事業を持っていくというのが目的ですから、そういう中ではご意見を聞く機会をつくった中で進めればというのが今までも何度も言ってきていることなので、今回そういう形はとれなかったのですが、ここについては十分気を付けていきたいといふふうに思います。

○議長（山本浩平君）まだほかにございますか。ここで一旦休憩とりたいと思います。暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時08分

再 開 午後 2時19分

○議長（山本浩平君）それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。続いて質問のございます方。5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君）松田です。ただいま前田議員のご質問を聞いていて全くそのとおりで感じていたものですから、一言ご質問いたしますが、言うなればこの事業が国が3%の消費税を上げて、さらに8%にして、10%にするとこの私は布石の事業だとかこう思っているのです。ばら撒きだと思っているのです。いろいろこう新聞見たり、テレビのニュース見たり解説見たり聞いたりしていると、そういう言い方する方々がたくさんおりますから、そういうことで私もそう思っているのです。それで、今いろいろあったのですが、なぜこんなにも、この事業は良い事業です。9,000万ただでお金もらえるわけではないのだけでも、みんなの税金が還元されるわけですから、本当はこの議会のきょうの質問でよかったという喜びの声があるのが本当なのです。これが事業の本質だと思っているのです。しかしながらみんな言っているのは、こうすればいい、ああすればいいという質問ばかりです。これはこの事業にきちんとしたこの根拠を示していないからです。それから時期悪い。先ほど高橋課長が言ったように、この事業1カ月位で性急に考えなければならぬ事業だとかこう言いました。それから副町長も申しわけなかったという言葉もありました。

私はいつも、前田議員も先ほど言ったけど、いつも言っていることはやはり町民の声と、それから議会の声、この声をくみ上げながら、もちろん行政側の考え方をきちんと述べた上でそれにこう肉をつけたら厚みを増していく、そしてみんながよかったという事業にするのが町長の責任なのです。それはそれとして例えばこの漁業組合のプラスチック製コンテナ。これの補助もこのプラスチックにすると付加価値がキロ当たり 7.8 円上がるとこう書いてあります。これは登別がこのプラスチックにはいつから移行していて、白老も去年の早いうちからもう決まっているのです。ことしの 27 年度の 10 月からスケソウは全部コンテナにすることは、これは 2 月に決まった話でないのです。去年からずっと決まっている。そしてこの今までの木製のコンテナは作るたびに組合がお金払っているのではないのです。漁民が払っているのです。一部は、全部、水揚げから。ですから漁民の方々が、来年からこれは全部コンテナになるのだと。これは漁師の去年からの話です。ずっともう決まっていた。それからもう一つこのビノス貝のこの補助もある。ビノス貝この時にこの補助も、この栽培からビノスから、マツカワ、ヒトデ、アワビ、こういうものは毎年、漁業は町の事業です、町の事業。しかも 27 年度当初予算にもきちんと振りかえてある。それを振りかえているわけです。これもただ目先を変えただけです。考えるの面倒くさいからこれをもってきただけです。そうとしか私はとれません。これは来年も再来年もずっと続ける事業ですから、これはやっぱり漁業所得の根源を成すものなのです。ですからずっと続ける事業、町がことしだけでこの事業でやる事業でないのです。振りかえる事業でないのです。こういうことを考えると私は先ほどから言っているとおり、これは何にも考えないで、ただここにくっつけただけの事業だということ私には言っているのです。ですからもう少し、今灯油の助成とかそんな考える場合でないのです。やっぱりこの新しい事業どうしたらいいかという研究する団体つくったり、例えば北吉原、竹浦、虎杖浜では商店もない。こういう商店のない方に販売自動車を 1 台位買わず組合位つくって高齢者に販売をして歩くのが、こういうところに助成をやるとか、こういうものの考え方が、こういうチャンスでありますから、そういうことを考えるのが私はこういう事業のやった値があるのだとこう思っているのですが、私の今言っていることがどうなのか、皆さんのこれはそれぞれの判断ですからわかりませんが、私はできるだけこういうものは将来のまちづくりに、そして今できるだけ直近の、近い中で効果が出るような事業に、新規事業に充てて考えていくのが私はこの事業が生きたお金になるのだと思うのですが、その辺どうですか。

○議長（山本浩平君）白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君）まず前段として先ほどと重複しますが、国の総合戦略といいますか、これからの地方の創生というようなことで、今回については先行でこの交付金がきました。先ほどと重複しますが、交付金の事業の通知が来てからの期間が非常に短いということで、事業を今までの持っている課題も踏まえて、今回事業目的である、事業を組み立てて今回提案させていただきます。事例として組合のプラスチックのコンテナ、その話も 2 年位前から話あったのは押さえていますけども、組合独自でということではなくて、町の補助も入れた中で組み立てをしているという状況だったのですが、町としてその事業に補助を出すということ、形がなかなかならなかったということで、事業そのものは、計画はあったのですが、執行には至らなかったと。今回そういうような課題を持っていたものですから、今回の事業の中に入れたというような経過です。そういう中で 1 つ 1 つ、先ほども言いましたけれども、抱えている事業で、今のこの交付金の申請する期間の中で組み立てをできる事業を、こちらのほうも事業選択して組み立てたわけですが、後段で言った松田議員の言った部分については、これから本格的に地方版の総合

戦略事業を組み立てますので、当然今早急に組み立てた事業ではなくて、もう少し先を見据えた地域創成というような事業目的といいますか、それに見合う長期的な展望を持った中での事業の組み立てというふうに思っていますので、今そういうような地方の活性化と言いますか、そこら辺については今こうである総合戦略事業、この中で組み立てていきたいというふうに思っています。なお再度になりますけども、今回事業につきましては、今現状で抱えている課題で事業目的に合うものを早急に組み立てるという中で、私どもも日頃押さえている課題を整理して提案させてもらったということでございます。

○議長（山本浩平君）5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君）そのとおりだと思うのですが、議会と行政は二元代表制もあるし、それからもう1つは議会と行政が両輪だという話もよくされます。両輪であれば私は行政がまず議会に相談をする、そこから相談をしたならば、これだけの事業に議会提案が1つもないのです、議会から提案しているものが。ですからもう少しその両輪とか、二元代表制とか、それはそれとしてやはり行政も町民の気持ちがよくわかるけれども、我々議会も町民の気持ち、行政よりわかっているつもりです。毎日毎日、1日誰か彼かぶつかったら、文句も言うし、要請もするし、考え方も述べるし、ですからもう少し、この頃言わなくなったよね、行政と議会は両輪だって。前の議長よく得意でいつも言っていたけど、今回の議長は得意でないから言っていないのだけでも、だけど本当に両輪も必要なのです。そういう考え方でやっぱり町を進めなければ、この今の白老の町、このやっている事業ただ継続するのではなく、新たな事業を発見して、そこにこういうお金を投入していく、こんな考え方にならないと町が私は立ち上がらない、こう心配するものですからこう言っているのです。どうか1つ改めて両輪ということも考えに入れながら、もっとこの議会にご相談をしながら事業を進めてほしい、このように要望をして終わります。

○議長（山本浩平君）高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君）今回の経過につきましてはご説明した通りでございますけども、今議員の皆さんからそういうご意見をいただきまして、新年度に入りまして、実際に本格的な地方創生、総合戦略を策定していかなければならない段階に入ります。そのことにつきましては、企画が事務局になると思いますが、その中で議会の皆様にも情報をお伝えしながら、ご相談して進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君）4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君）4番、大淵です。くどいことは申しません。私も実は懸念は持っています。この青年畜産農家創業支援事業の問題とその地域特性を活かした商業観光振興事業。何かと言いますとやっぱり成果、効果がきちんと確認検証されない。途中でもきちんと検証して報告すると。制度設計上の問題はやっぱり今まで議員の中にもあるのです。ですからそれは継続されるのかどうか、問題は。何度も何度も同じこと出ています。以前からずっと出ています。ですからそういうことが、時間がないということで許されるものではないのです。私は1つはそういうことで私もそう思っています、事実。事実こういう問題が出たときに、いつも議会側から早く出せと出ていたことも事実なのです。ただ私はやっぱり1つは町が提案する権利を持っていると同時に、現実問題として見たときにあまり期間がない場合は事前審査になる可能性もあります。だからいいとは言いません。それはやり方いろいろあるわけですから。ですから、そういうことと言えば今松田議員が1番良いこと言いましたけど、車の両輪という意味は、何も裏で取引するとかそんなのではなくて、町と議会がきちんと議論しながらその中でこう政策が一致した、町民のた

めの政策が、町と議会が一致して進められるような体制をつくるということ、前田議員も松田議員も言っているわけです。ですからそれは今の制度の中ではなかなか難しい部分もあると思います。しかし議会が新たなそういうものをつくり出して。そういう仕組み、システムを議会と町が新たなものやっぴりつくり出していく。私はやっぱりそういうことしないと、これいつまでたってもずっと同じです。この問題で高島さんという方がいらした時に私が物すごくやりました。事実。企画課長の時。ですからずっと今までこうなっているのです。だからやっぱり事前審査と町側の提案権、こういうものがハードルとしてあるわけですからやっぱり新たな、いい意味での町と議会が両輪になって政策と一緒に進められる、松田議員が言ったとおりでと思うのだけど、そういう仕組み、システムをやっぴり町と議会が考えていく必要があるのではないかと。これは幾らやっても、ずっと前田議員は4回言っているのではないですか、このこと。3回か4回か、確か提案しているはず。ですからそういう形でぜひ議会も検討する、町側も積極的に検討していただく。何か出てきたで終わりではなくて、やっぱりそういうことをやれないものかというのは私の考え方ですけど、だから事実私はここの今の問題でもそういう懸念は事実持っていますから、ですからそういうところで途中でも検証したり、きちんとそういうこと町側もやってほしいと思います。そこら辺だけ。

○議長（山本浩平君）白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君）松田議員の質問にもちょっと重なりますけども、自分の先ほどお話したとおり両方が両輪になるというような、前に一緒に進むといえますか、そうでなければ、まちづくり、まちの活性化に向けて、歩調を合わせていかなければ達成できないものだというふうに思っています。そういう中で私も過去に何度かありますというお話は、このいわゆる国の補助金、交付金が来たときになかなか期間的なことでというようなことで、行政のほうも言いわけがましくこう答弁している部分がありますので、今までもそうだったという思いはしています。ただ、今回は事実本当に1カ月しかない中でやってきたというのも事実なものですから、そういう中で事業選択させてもらったと。最初の私の言ったのはそういう中でゼロから協議するというのは当然無理だと思いますので、これはある程度行政の執行という意味を込めて、行政のほうである程度の事業をまとめて組み立てをして、それを先ほど言った手法として、全員協議会なり常任委員会協議会なり、そういうような場面を使わせてもらって、事前にお話すると。ただそのときに、今大淵議員が言われたとおり、事前審査ということではないかという位置づけの中で、その制度設計の組み立てが果たしてこれでいいのかどうかを、本会議でこう言ったときにはもうバックできないだろうと、行政だってということでも前に進むしかないの、その意見を言う場面を協議会等々の場面を使ってこう言える、そういう機会があればというようなことは、私のほうもそういう時間といえますか、タイミングあれば当然していかなければならないというふうに思って先ほどの答弁になります。システムと言いますか、今でもそういうような協議会等々ありますので、私どもも十分気をつけた中で事業の組み立ての時点でこれからもその辺は留意していきたいというふうに思います。あわせて先ほど企画課長が言いましたとおり、新年度に向けては、地方版の総合戦略事業が今後5年間に向けての事業の取りまとめをしますので、これは10月までという目標でやっていきますけどもその間、中間でもそういうようなお話をさせてもらいたいというふうに思います。それとあわせてご指摘がありました今回の事業等々も含めて、事業の途中経過といえますか、ここら辺についても議会等々を活用させていただいた中で、行政のほうも議会のほうに中間報告をさせてもらうという機会をつくっていききたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君）ほか、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 47 号 平成 26 年度白老町一般会計補正予算（第 11 号）、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成多数〕

○議長（山本浩平君）反対、5 番、松田謙吾議員、13 番、前田博之議員。賛成 11、反対 2。よって、賛成多数により議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

- ◎議案第 2 1 号 しらおい食育防災センター設置条例の制定について
- 議案第 2 2 号 白老町学校給食費条例の制定について
- 議案第 2 4 号 白老町公共施設等整備基金条例の制定について
- 議案第 2 7 号 白老町副町長定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 1 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 2 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 5 号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 6 号 白老町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 7 号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 9 号 白老町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 2 号 教育委員会委員長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 4 4 号 白老町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

- 議案第 9号 平成27年度白老町一般会計予算
- 議案第10号 平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第11号 平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第12号 平成27年度白老町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第13号 平成27年度白老町学校給食特別会計予算
- 議案第14号 平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第15号 平成27年度白老町墓園造成事業特別会計予算
- 議案第16号 平成27年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第17号 平成27年度白老町特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 議案第18号 平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第19号 平成27年度白老町水道事業会計予算
- 議案第20号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

○議長（山本浩平君）日程第10、議案第21号 しらおい食育防災センター設置条例の制定について、議案第22号 白老町学校給食費条例の制定について、議案第24号 白老町公共施設等整備基金条例の制定について、議案第27号 白老町副町長定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号 白老町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号 白老町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第44号 白老町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第9号 平成27年度白老町一般会計予算、議案第10号 平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第11号 平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第12号 平成27年度白老町公共下水道事業特別会計予算、議案第13号 平成27年度白老町学校給食特別会計予算、議案第14号 平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第15号 平成27年度白老町墓園造成事業特別会計予算、議案第16号 平成27年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第17号 平成27年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、議案第18号 平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第19号 平成27年度白老町水道事業会計予算、議案第20号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、以上、平成27年度各会計予算12件と、これに関する条例の制定、一部改正、廃止議案11件、市町村計

画の変更1件、あわせて24議案を一括して議題に供します。

本件については、3月9日の本会議において、予算等審査特別委員会に付託し、審査をいただいているところではありますが、その審査結果について、委員長から報告書が提出されております。

予算等審査特別委員会委員長の報告を求めます。

小西秀延委員長。

[予算等審査特別委員会委員長 小西秀延君登壇]

○予算等審査特別委員会委員長(小西秀延君)はい、予算等審査特別委員会審査報告。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を白老町議会委員会規則第21条の規定により報告します。

記 1、付託議案。

(1)、議案第21号 しらおい食育防災センター設置条例の制定について

(2)、議案第22号 白老町学校給食費条例の制定について

(3)、議案第24号 白老町公共施設等整備基金条例の制定について

(4)、議案第27号 白老町副町長定数条例の一部を改正する条例の制定について

(5)、議案第31号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(6)、議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(7)、議案第35号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

(8)、議案第36号 白老町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

(9)、議案第37号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(10)、議案第39号 白老町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について

(11)、議案第42号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について

(12)、議案第44号 白老町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

(13)、議案第9号 平成27年度白老町一般会計予算

(14)、議案第10号 平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

(15)、議案第11号 平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

(16)、議案第12号 平成27年度白老町公共下水道事業特別会計予算

(17)、議案第13号 平成27年度白老町学校給食特別会計予算

(18)、議案第14号 平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

(19)、議案第15号 平成27年度白老町墓園造成事業特別会計予算

(20)、議案第16号 平成27年度白老町立介護保険事業特別会計予算

(21)、議案第17号 平成27年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算

(22)、議案第18号 平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算

(23)、議案第19号 平成27年度白老町水道事業会計予算

(24)、議案第20号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

2、審査の経過。

平成 27 年 3 月 9 日に再開された第 1 回定例会 3 月会議において本委員会に付託されたので、3 月 16 日、17 日、18 日、19 日の 4 日間にわたり委員会を開催し慎重に審議した。

3、審査の結果。

- (1)、議案第 21 号 しらおい食育センター設置条例の制定について、可決すべきものと決定。
- (2)、議案第 22 号 白老町学校給食費条例の制定について、可決すべきものと決定。
- (3)、議案第 24 号 白老町公共施設等整備基金条例の制定について、可決すべきものと決定
- (4)、議案第 27 号 白老町副町長定数条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。
- (5)、議案第 31 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。
- (6)、議案第 32 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。
- (7)、議案第 35 号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。
- (8)、議案第 36 号 白老町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。
- (9)、議案第 37 号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。
- (10)、議案第 39 号 白老町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。
- (11)、議案第 42 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について、可決すべきものと決定。
- (12)、議案第 44 号 白老町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、可決すべきものと決定。
- (13)、議案第 9 号 平成 27 年度白老町一般会計予算、可決すべきものと決定。
- (14)、議案第 10 号 平成 27 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
- (15)、議案第 11 号 平成 27 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
- (16)、議案第 12 号 平成 27 年度白老町公共下水道事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
- (17)、議案第 13 号 平成 27 年度白老町学校給食特別会計予算、可決すべきものと決定。
- (18)、議案第 14 号 平成 27 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
- (19)、議案第 15 号 平成 27 年度白老町墓園造成事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
- (20)、議案第 16 号 平成 27 年度白老町介護保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
- (21)、議案第 17 号 平成 27 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
- (22)、議案第 18 号 平成 27 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
- (23)、議案第 19 号 平成 27 年度白老町水道会計予算、可決すべきものと決定。
- (24)、議案第 20 号 平成 27 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、可決すべきものと決定。

以上であります。

○議長（山本浩平君）ただいま委員長から報告がございましたが、この報告に対しまして何か質問などございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）質問なしと認めます。

次に、議案ごとに順次討論採決を行うわけでございますが、この際お諮りいたします。既に予算等審査特別委員会におきまして、各議案の討論を行っておりますので、討論を省略をいたしまして直ちに各議案の採決をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）ご異議なしと認めます。それではそのように取り扱いをさせていただきます。

議案第 21 号 しらおい食育防災センター設置条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第 21 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 22 号 白老町学校給食費条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第 22 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 24 号 白老町公共施設等整備基金条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第 24 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 27 号 白老町副町長定数条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成多数〕

○議長（山本浩平君）反対、13 番、前田博之議員。賛成 12、反対 1。

よって、議案第 27 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 31 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第 31 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 32 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第 32 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 35 号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第 35 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 36 号 白老町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第 36 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 37 号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成多数〕

○議長（山本浩平君）反対、3 番、斎藤征信議員、4 番、大淵紀夫議員。賛成 11、反対 2。

よって、議案第 37 号は、委員長報告のとおり決定をいたしました。

議案第 39 号 白老町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第 39 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 42 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第 42 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 44 号 白老町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第 44 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第9号 平成27年度白老町一般会計予算、採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成多数]

○議長（山本浩平君）反対、3番、斎藤征信議員、4番、大淵紀夫議員。賛成11、反対2。

よって、議案第9号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第10号 平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第10号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第11号 平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第11号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第12号 平成27年度白老町公共下水道事業特別会計予算、採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第12号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第13号 平成27年度白老町学校給食特別会計予算、採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第13号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第14号 平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第15号 平成27年度白老町墓園造成事業特別会計予算、採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第16号 平成27年度白老町介護保険事業特別会計予算、採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成多数]

○議長（山本浩平君）反対、3番、斎藤征信議員、4番、大淵紀夫議員。賛成11、反対2。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第17号 平成27年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第18号 平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第19号 平成27年度白老町水道事業会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第20号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議案第48号 副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（山本浩平君）日程第11、議案第48号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

戸田町長。

○町長（戸田安彦君）議案の第48号 副町長の選任につき同意を求めることについて。

白老町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めます。

平成27年3月20日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町若草町1丁目3番21号。氏名、岩城達己。生年月日、昭和29年9月6日生まれ、60歳。履歴の方は別紙のとおりでございます。履歴調書については、説明を省略いたします。

次のページの議案説明です。副町長の選任につき同意を求めることについて。

白老町副町長に岩城達己氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるところである。

ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（山本浩平君）ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第 48 号副町長の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第 48 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時06分

再 開 午後 3時10分

○議長（山本浩平君）それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎発議第 1 号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君）日程第 12、発議第 1 号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君）発議第 1 号。

平成 27 年 3 月 20 日。

白老町議会、議長山本浩平様。

議会運営委員長、大淵紀夫。

白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び白老町議会会議規則第 8 条第 3 項の規定により提出します。

発議 1－3 をお聞きください。議案説明であります。

議員定数を「15 人」から「14 人」とする「白老町議会会議条例」の一部改正に伴い、各常任委員会の委員定数を「8 人以内」から「7 人以内」に改めるとともに、行政の組織機構の見直しによる「白老町課設置条例」の一部改正に伴い、各常任委員会の所管について、課名の変更など所要の整備を行う。併せて、現行の教育委員長と教育長を統合した新たな代表（新「教育長」）を置くことなどを内容とする「地方教

育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、委員会の審査等のため出席説明を求めることについて、教育委員会の「委員長」を「教育長」に改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表は下記のとおりでございます。

なお、条例の施行日は平成 27 年 4 月 1 日ですが、経過措置として、現教育長の任期中においては、第 15 条の改正規定は適用しないものであります。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君）ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第 1 号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

◎特別委員会の設置について

○議長（山本浩平君）日程第 13、特別委員会の設置についてを議題に供します。

本日の議会運営委員長報告において、特別委員会設置についての経過説明がありましたが、国は、昨年 6 月、「民族共生の象徴となる空間」を本町に整備することを閣議決定し、平成 26 年度中に「博物館基本計画」、公園的土地利用の「基本構想」が策定される予定であります。また、本町においても、2020 年の一般公開に向けて、官民関係団体による活性化推進会議を平成 25 年 11 月に設置し、白老町活性化推進基本構想を本年度中に策定することとしております。象徴空間の整備促進と町としての要望・方針等、また、活性化推進基本構想は非常に重要な政策となることから、議会としても議員全員による調査検討が必要であると考えます。このことから、議長を除く、議員全員の委員をもって構成する「民族共生の象徴となる空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託して、調査終了まで休会中の継続調査とすることにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）ご異議なしと認めます。

よって、議長を除く、議員全員をもって構成する「民族共生の象徴となる空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託して、調査終了まで休会中の継続調査とすることに決定いたし

ました。

次に、委員会条例第7条の規定により、特別委員会では委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時15分

再 開 午後 3時16分

○議長（山本浩平君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君）この際、議長から諸般の報告をいたします。

休憩中に特別委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が、議長の手元に届いておりますので報告をいたします。

「民族共生の象徴となる空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会」委員長に小西秀延議員、副委員長に山田和子議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。調査方、よろしく願いいたします。

はい、暫時休憩をいたします。再開を3時30分といたします。

休 憩 午後 3時17分

再 開 午後 3時29分

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君）それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第14、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、町村議会議員特別セミナーなどが予定されております。

承認第1号、議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。なお、日程の変更等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第1号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君）日程第15、意見書案第1号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君）意見書案第1号。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書（案）。

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が、社会的関心を集めています。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置をとるべきとの勧告をしました。

さらに、国際連合人権差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っています。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に関係する事件について違法性を認めた判決を、最高裁判所が認める決定を下しました。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がされている国もあります。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねません。

よって、国においては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含む強化策を速やかに検討し実施することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君）ただいま、提出者から説明がありました。本案に対する質疑を許します。

質疑があります方はどうぞ。

7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君）7番、西田です。このヘイトスピーチ対策については、何ら反対するものではありませんけれども、この意見書を出されるに当たり、確認したい点が1点ありますのでお伺いいたします。この文章の下のほうなのですけれども、法整備を含む強化策を速やかに検討し実施すること強く求めます。またこの題名にもヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書とも書いております。ここで書かれている強化策とは具体的にどのような強化策をおっしゃっているのでしょうか。これは法整備を含むと書いていますので、法整備のどのような強化策をお考えでしょうか。それをお伺いします。

○議長（山本浩平君）2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君）ヘイトスピーチは大変問題になっているということで、これは国際的にも、日本は法整備をやっていないということも含めて、どういったふうにしてその言論をきちんと抑えていくかということで、これは現場で実際に起きているところをみて提言をしております。新大久保駅で特定の民族や人権に対する差別や憎悪をあおるヘイトスピーチ、憎悪表現になっている。それはそういうデモが各地で頻発している問題を取り上げてやっています。これは正当な言論活動を規制するものではないわけです。ですからその規制をきちんと守りながら、何をして、その人種差別を許さないという、そういう理念をきちんと固める理念法ともいえるというふうに言われています。そういったことで、その理念をきちんとつ

くって行って、そしてその人権の差別がないようにしていくという。日本は、東京ではオリンピックを招致するために、日本の本当の心、おもてなしという表現をしながら、あらゆる人が日本のその相手に対する真心をどう尽くすかということを表示に出して、そして誘致をしたわけです。ところがその中で、その憎悪にも似るような、通ずるようなことをやっているということで、その理念、これは理念だということなのです。理念をきちんと整備していかないと、このことはいつまでも続くという最高裁判所の指示も受けてやっていくべきであるというふうに私はとらえております。

○議長（山本浩平君）7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君）このヘイトスピーチに対する理念というのは私は理解しているので、反対するものではありません。ただ、ここに書かれている法整備を含む強化策はどのような強化策を具体的に言われているのかということを知りたいです。それ以上のことはありません。それともう1つ規制を守ると言っても、この強化策というのは何かがあってこれが強化されるというふうにしただけで読まざるものから、何を強化するのかということを具体的に教えていただければと思って聞いています。

○議長（山本浩平君）2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君）先ほども言いましたようにこのヘイトスピーチに対して日本は何も対応をつくっておりません。先ほども言いましたように、どういう法をつくるのかというのは、これから議論をしていくことになっております。与野党も全部含めて、国でどういった法整備をしなければならないのか、そしてどうやってそれを抑えて人種差別の考え方をきちんと整理していくのかということ、これから国が議論をすることによって、それに対してそういう法整備をして、そういうことが起きないように強化をしていかなければいけないという、強化だから強制するとか、そういう抑圧するものではなくて、そういう行動を抑制していく、日本の国の中で人種差別がないようにしていくということだと私はとらえております。

○議長（山本浩平君）ほか、質疑がございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第1号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思として、それぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第2号 後期高齢者医療制度保険料の特例軽減措置の
段階的廃止に対する意見書（案）

○議長（山本浩平君）日程第16、意見書案第2号 後期高齢者医療制度保険料の特例軽減措置の段階的廃止に対する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君）意見書案第2号。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

後期高齢者医療制度保険料の特例軽減措置の段階的廃止に対する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出します。

後期高齢者医療制度保険料の特例軽減措置の段階的廃止に対する意見書（案）。

政府は2015年度予算編成の過程で後期高齢者の保険料特例軽減処置の段階的廃止を決定しました。

2014年10月に厚労省が社会保障審議会保健医療部会に示していた2016年度を初年度とするものを1年先延ばしして2017年からするものです。

北海道後期高齢者医療広域連合に加入する被保険者数は、およそ72万6,000人です。そのうちいわゆる「旧但し書き方式」により算定された所得階層別被保険者は、所得なしが約42万人、所得0から30万未満が約5万人、30から50万未満が約2万8,000人、50から100万未満が5万8,000人、100から150万未満が5万7,000人で、所得の低い階層が61万3,000人で被保険者全体の84%を占めています。

平成25年11月北海道後期高齢者医療広域連合議会において、このうち9割軽減が約18万3,000人、8.5割軽減が約12万5,000人、均等割の特例軽減措置の対象者数は38万人になることが明らかにされました。一方、9割軽減該当者が7割軽減となる場合の保険料は3倍に、8.5割軽減が7割軽減となった場合は2倍に、もと被扶養者が9割軽減から収入があつて5割軽減になった場合は5倍に引きあがります。年金の削減、消費税増税、円安不況のもとでの生活必需品の値上がりなどで、北海道の高齢者を取り巻く生活環境は極めて厳しくなっています。

よって、特例軽減処置の段階的廃止については、被保険者に対し過度な保険料を求めることなく、国による負担軽減を図るよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は記載のとおりでございます。

○議長（山本浩平君）ただいま、提出者から説明がありましたが、本案に対する質疑を許します。

質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第2号 後期高齢者医療制度保険料の特例軽減措置の段階的廃止に対する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思として、それぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第3号 農協関係法制度の見直しに関する意見書（案）

○議長（山本浩平君）日程第17、意見書案第3号 農協関係法制度の見直しに関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

4番、大淵紀夫議員。

〔4番 大淵紀夫君登壇〕

○4番（大淵紀夫君）意見書案第3号。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

農協関係法制度の見直しに関する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出します。

農協関係法制度の見直しに関する意見書（案）。

今後、農協法改正案の取り扱いにあたり、地域農業・農村の持続的発展をはかるため下記のとおり要請いたします。

1. 食料の安定供給、地域の振興について農協法の目的に明確に位置付けし、事業目的の見直しにあたっては、協同組合の基本的性格を維持すること。

2. 准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。

3. JA・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法人形態の転換等は強制しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は記載のとおりであります。

なお、この件につきましては白老町を含むとまこまい農業協同組合から要請があつて提出したものでございます。

○議長（山本浩平君）ただいま、提出者から説明がありましたが、本案に対する質疑を許します。

質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第3号 農協関係法制度の見直しに関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成多数〕

○議長（山本浩平君）反対、13番、前田博之議員。賛成12、反対1。

よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思として、それぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第4号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書（案）

○議長（山本浩平君）日程第18、意見書案第4号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

10番、小西秀延議員。

〔10番 小西秀延君登壇〕

○10番（小西秀延君）意見書案第4号。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書（案）

TPP交渉については、大筋合意に向けて、閣僚会合や首席交渉官会合、日米二国間協議などが断続的に行われております。また、交渉内容については、米の特別輸入枠設定や牛肉・豚肉の関税引き下げなどが報じられており、引き続き予断を許さない状況が続いております。

TPPは農業だけの問題でなく、国民一人一人の暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではありません。

このため、これまで多くの国民や道民、地方議会と自治体首長は、TPP協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めてまいりました。

つきましては、TPP交渉に係る衆参農林水産委員会決議の遵守等に関して、下記のとおり要請いたします。

1. 政府は平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における議決「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する件について」遵守するとともに、決議が遵守できない場合は、TPPから脱退すること。

2. EPA・FTA等の全ての国際貿易交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君）ただいま提出者から説明がありましたが、本案に対する質疑を許します。
質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第 4 号 TPP 交渉等国際貿易交渉に係る意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、意見書案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思として、それぞれの機関に送付することといたします。

◎常任委員会の所管事務等調査の報告について

○議長（山本浩平君）日程第 19、各常任委員会の所管事務等調査について、調査結果の報告を求めます。
最初に総務文教常任委員会小西秀延委員長お願いします。

〔総務文教常任委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（小西秀延君）所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1. 博物館開館に向けた取組みと住民自治の取組みについて。
2. 調査の方法 3. 調査日程 4. 出席委員 5. 説明のために出席した者の職・氏名 6. 職務のために出席した者の職・氏名は記載のとおりです。
7. 調査結果及び意見 本委員会は、地域住民が自ら地域を創る住民自治の取組みと、本町のまちづくりにおいて極めて重要な事業である「民族共生の象徴となる空間」の整備における中核施設となる博物館について先進地調査を行ったほか、担当課から説明を聴き調査したので、その結果を報告する。

【三重県 松阪市 住民自治の取組み】

松阪市は平成 17 年 1 月に 1 市 4 町が合併し、平成 26 年 6 月現在、人口 16 万 8,927 人、高齢化率は 26.46%、行政面積 623.77 平方キロメートルの市である。

松阪市では、少子高齢化、核家族化、人材不足、厳しい経済状況等の課題を背景にして地域マネジメントを構築し、「都市内分権の推進」と「住民自治の拡充」の 2 つの柱を推進していくこととしている。

(1)、住民協議会設立の経緯について

地方の自主性・自律性が求められる時代に地域の課題や特性を熟知している住民自治が自ら課題に取り組み、理想とする地域の実現のため、住民協議会を設立し地域住民が主体的にまちづくりに参加している。

協議会の設立には市から 50 万円の活動交付金が支給される。平成 18 年度に 3 地区の住民協議会が設立され、平成 23 年度には小学校区単位の住民協議会が 43 の地区全てに設立された。

(2)、住民協議会の概要について

住民協議会はおおむね小学校区単位とし、組織構成は自治会・PTA・NPO・老人クラブ等からなり、半数程は町内会長が協議会の会長を兼任している。また、行政からもボランティアを募り、協議会に参加している。

住民協議会の主な財源は次のとおりである。

- ①、平均割、1 地区 51 万 5,000 円。
- ②、人口割り、1 人あたり 152 円。
- ③、事務人件費、人口比率に応じ 48 万円、60 万円、72 万円。
- ④、ふるさと応援寄附金加算
- ⑤、地域元気応援事業（協議会の提案事業をコンペで選定）
- ⑥、地域特定加算（地域課題に対する加算）
- ⑦、その他の事業補助金であります。

⑤の地域の元気事業は、元気応援事業は、協議会が自ら議案を提案するもので、「地域力アップ部門：上限 25 万円」、「広域連携部門：上限 30 万円」、「市民活動団体の上限 10 万円」があり、協議会がプレゼンテーションを行い、審査のうえで採択される。また、地域づくりスポンサー賞もあり、企業が提示するテーマに沿った事業に上限 25 万円がさらに上乘せされる。1 協議会の運営費は約 55 万円から多いところでは約 220 万円になり、協議会への市の支援体制が確立、確立されており、また企業も支援しているのが特徴である。

(3)、住民協議会の役割と活動

住民協議会には補助金ではなく事業の交付金としているため、必然的に地域課題を明確にして事業化の取り組みを行うこととなる。

また、住民協議会は地域課題を一番熟知しており、それぞれの特性ある「地域計画」を策定することになる。

この「地域計画」は、市の総合計画やその他の計画に反映される事になり、策定には時間を要するが地域課題を踏まえた住民参加型の計画となる。

(4)、委員会からの意見

本町においては、平成 26 年度より担当、地域担当職員 3 名を配置し、地域と行政の「パイプ役」、地域活動の「促進役」として地域コミュニティの活性化に取り組んでいる。

担当課の説明では、協働のまちづくりの深化のため、「地区コミュニティ計画」の策定や「公共施設の利用促進」に取り組んでいるほか、将来的には、松阪市のような「地域まちづく、まちづくり協議会」に発展していくことを考えている。

現在は、町内を 3 区か、3 地区に分け、「地区コミュニティ計画」の策定に取り組み、平成 27 年度からの運用を目指している。計画の内容は、各地区のソフト事業が中心である。

視察結果を踏まえると、今後、各町内会が広域に組織化され、松阪市の住民協議会のような地区まちづくり協議会が設置され、具体的な地域課題が議論されるようになるには、協議会組織のあり方、組織構成、財源問題、行政の支援体制など、課題が山積しており、住民自治に対する理解と協力を得ながら一つずつ地道に取り組んでいくことが必要である。

また、本町の財政状況では、松阪市のように住民協議会に対する財政的な手当てを行うには限界があるが、現在の地区別会議や今後の組織拡大に対するモチベーションを向上させるには、住民が「やってよかった」と感じられる成果がなければ、続いていかないのではないかと。多少なりとも財政的な動機づけを行うことや協議会の運営に対する人材の手当、国の地域振興制度の活用など、具体的な検討を行うべきである。

【三重県 総合博物館 MieMu みえむ 博物館開館に向けた取り組み】

(1)、沿革

昭和 28 年、三重県立博物館開館

平成 5 年、老朽化により三重県センター博物館（仮称）基本構想公表

平成 10 年、構想白紙に

方針決定後、さまざまな団体等で「新しい博物館を考える懇談会」など多様な提言・報告が寄せられた。

平成 14 年、県議会において「三重県における自然系博物館整備を求める請願書」が採択

平成 19 年、知事選公約に博物館構想

平成 23 年、新県立博物館建設工事に着手

平成 26 年、4 月 19 日グランドオープン

(2)、テーマ・理念など

①、テーマ、三重が持つ「多様性」の力

②、理念、ともに考え、活動し、成長する博物館

③、使命

・三重の自然と歴史・文化に関する資産を案全・継承し、次代、次代へ活かす。

・学びと交流を通じて人づくりに貢献する。

・地域への愛着と誇りを育み、地域づくりに貢献する。

④、活動を進める 2 つの視点

・県民・利用者の皆さんとの「協創」

・多様な主体との「連携」

⑤、基本展示

⑥、企画展示

・企画展示、交流展、トピック展

地元企業の PR など県民意識の地域愛着を意識。

(3)、組織と運営

県が直営し、館長 1 名、学芸員 17 名、行政職 3 名、嘱託学芸員 8 名、業務補助職員 6 名の合計 35 名で運営されている。

企業も運営費に協力する体制が整備され、MMM（みえ・マイ・ミュージアム）プロジェクトが遂行されており、10の参加型プロジェクトを展開し、約9,000人参加。主なものに「みんなでつくる博物館会議（子ども会議）」の開催、3,500人の子供が紙で作成したマイワシの大群を展示する「いわしプロジェクト」など県民が多くかかわる博物館づくりを実践している。

また、交流創造エリアを配し、学習交流スペース、こども体験展示室（子供が遊ぶ・楽しむスペース）、三重の実物図鑑などを配し、家族連れなど誰もが利用しやすい環境整備し、入館状況は平成26年4月から10月末までで28万6,112人となり、約30万人を想定している。

（４）、委員会からの意見

博物館視察をとおして、県民との協創を重視する姿勢が感じられた。展示作品も県民に依頼するなど博物館との関係強化を図っている。その上で三重県の歴史・文化の教育に力を注ぎ、次代の子供たちに郷土愛を育むなど、人づくりを進めている。また、次世代の子供が遊びながら学習交流することができ、家族連れで来館できる環境が目をつけた。

本町で計画されている「民族共生の象徴となる空間」による国立博物館構想は国が主体となり整備されるが三重県立博物館の事例のような町民・道民も大きなかかわりを持ち、自分達の歴史観の再認識、親しみを持てる取り組みも必要と考える。その親しみがボランティアによる解説員の活用や、館内案内の活用など運営面にまで波及することが望ましい。

全国からの利用者への配慮も欠かせないが、近隣のリピーターとなり得る道民の博物館への愛着心、教育による次代の子供たちへの誇り、誰もが利用できる博物館となり、道民が全国へPRしたくなる共に創造する博物館づくりを国へ要望すべきと考える。

またアイヌ民族博物館職員が、今後整備される博物館の管理運営において主体的な役割を担うよう強く要望していくことが非常に重要である。さらに、今後、基本計画、設計段階と進行していくこととなるが、それぞれに地元の意見が計画に反映されるよう強く要望すべきである。

さらに、「民族共生の象徴となる空間」の整備は、町の魅力を高め活性化を図る上で極めて重要な事業である。「白老町活性化推進会議」での、で活性化推進基本構想の策定を進めているが、周辺の整備だけにとどまれば、全町への経済効果が波及しないとの意見がある。周辺の景観、温泉の利活用、宿泊施設、商工業の活性化など、町全体への人の流れ等を配慮した構想となるよう期待するものである。

以上であります。

○議長（山本浩平君）次に、産業厚生常任委員会西田祐子委員長、お願いいたします。

〔産業厚生常任委員会委員長 西田祐子君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（西田祐子君）本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1. 調査事項（１）、白老町における6次産業化の現状について（２）、住民主体の6次産業化と観光振興の取り組みについて

2. 調査の方法 調査日程 4. 出席委員 5. 説明のために出席した者の職・氏名 6. 参考人の職・氏名 7. 職務のために出席した者の職・氏名は記載のとおりです。

8. 調査結果及び意見

（１）、白老町における6次産業化の現状について

本委員会は、町長公約でもある白老町における6次産業化の現状とその課題について、担当課から説明を受けたほか、国による新たな法制度の整備が進む中で、6次産業化の基礎知識、先進事例、補助制度などについて、専門的知見の活用が必要と判断し、参考人として公益財団法人北海道中小企業総合支援センターより、澤村光幸診断指導課長及び佐藤敏雄6次産業化企画推進委員を招へいし調査を行ったので、その結果を報告する。

〈6次産業化の動向〉

平成23年3月、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下、「六次産業化法」という。）」が制定された。

道内では、北海道農政事務所及び各地域センターのほか、平成25年12月から新たに北海道6次産業化サポートセンター、北海道庁及び各総合振興局等の相談窓口が設置された。

北海道中小企業総合支援センターではニーズに応じた人材育成研修や展示交流会をはじめ、企画推進員が面談や現地訪問を行い、登録されている約400人の専門家をアドバイザーとして無料で派遣しており、アドバイザーは農林漁業者等の相談に応じ、六次産業化法に基づく「総合化事業計画」の作成サポートや認定後のフォローアップまで一貫して行っている。

〈総合化事業計画の認定と支援制度〉

総合化事業計画の法認定のメリットは、農林漁業者向けの無利子融資資金（改良資金）の貸付をはじめ、6次産業化ネットワーク活動交付金として、農林水産物の加工・販売施設等のハード整備に補助が受けられるほか、新商品開発、販路開拓などソフト事業に対する補助率のかさ上げ、さらには認定事業者として農林水産省のホームページへの掲載や、先進的事例などは広報紙・メルマガなどで広く情報発信される。

6次産業化ネットワーク活動交付金のソフト事業は、新商品の開発、販路拡大、パッケージデザインの開発、試食会、試験販売、商談会への出展、パンフレット作成等で対象経費の2分の1以内、法認定者は3分の2以内の補助率である。ハード事業は、加工・販売施設・機械設備に対する補助で、上限1億円、補助率は事業費の2分の1以内である。

総合化事業計画の認定件数は平成23年の制度発足以来、全国で1982件、北海道は12月5日時点で111件、胆振管内では6件が認定を受けている。また、認定に漏れた事業者に対してファンドが設立されている。

農政事務所の調査では、認定111件の内、農林漁協や団体で取り組んでいるところが成功している反面、個人事業者では成功例は少なく、取り組む人材の余裕・人件費や機械備品購入などの資金不足、新製品の開発力、技術力の問題が起因しており、ヒト・モノ・カネの実効性のある計画を立てられるかどうか課題として指摘されている。

〈国による平成27年度の新たな施策〉

- ①、地方公共団体が主体となり、農林漁業・商工・金融・試験研究機関等の関係機関の参画によるプラットフォームをつくり、新しい6次産業化商品の開発を進める地域ぐるみの取り組みを支援する。
- ②、学校給食モデル事業。野菜や魚など地元の食材を学校給食に活用するため、生産・供給体制の構築に向けた推進会議の開催、生産量や需要量等の調査・検討、研修やほ場見学、新たな献立や加工品の開発・導入実証に定額の補助を行うとしている。

〈委員会の意見〉

- ①、平成 18 年度以降、6 次産業化を推進するための関連法令やさまざまな支援制度の整備が進んでいる。6 次産業化法では、市町村に地域の農林水産物の「利用促進計画」を策定する努力義務があり、さらに法に基づく条例を制定することにより、事業者が補助金を申請する際のポイントアップにもつながるものであるが、本町では条例や計画の策定については、今まで手がつけられていない状況にある。有利な法律や支援制度ができて、このままでは遅れを取ってしまうのではないかと。町内の事業者が不利益を被ることのないよう早急に条例等を策定すべきである。
- ②、道内外の成功事例等の視察や研究を行い、6 次産業化の具体的な目標を設定し、予算支援の枠組、それを実行する体制づくりを進めるべきである。
- ③、生産品の付加価値向上など具体策を検討するため、本町における一次産品の詳細なデータ収集と加工・販売・飲食店利用・食育を含めた町内の観光農業・観光漁業・ツアー等の状況把握を行うべきである。
- ④、6 次産業化の補助金や支援制度について、行政だけでなく、事業者や経済団体が活用できる補助金、民間の助成金、支援制度等を把握し、一覧表を作成するなどして関係者が広く情報共有できるようにするべきである。

(2)、住民主体の 6 次産業化と観光振興の取り組みについて。

本委員会は、住民主体の 6 次産業化と観光振興の取り組みについて、本年 1 月 20 日から 22 日の 3 日間、道外先進地を視察し調査を行ったので、その結果を報告する。

〈鹿児島県鹿屋市 柳谷町内会による 6 次産業化の取り組みについて〉

鹿児島県鹿屋市の柳谷町内会（薩摩言葉で通称「やねだん」）は、120 世帯およそ 300 人が共存する高齢化が進む典型的な中山間地域の集落である。

特産のサツマイモ栽培から始まり、オリジナル焼酎の生産、地域の畜産農家から出るふん尿と土着、土着菌を活用した悪臭対策と堆肥の製造、トウガラシ栽培からコチュジャン開発といった独自の 6 次産業化に取り組んでいる。また、こうして得た自主財源を元に、塾通いができない子供たちに寺子屋として放課後の勉強を見たり、空き家を改装して若手の芸術家を移住させたり、余剰金を集落の全戸に 1 万円ずつボーナスとして支給するなど、独自の福祉事業や青少年育成にも取り組んでいる。

現在では、焼酎「やねだん」は国外に輸出するまでに成長し、都会に出ていった子供たちが Uターンで地域に戻ってくるなど、過疎や少子化にも一定の成果が出始めており、地域の方々が家族のように結びつき、生き生きと暮らしている姿は、地方創生の“グッド・プライステック”（先進好事例）として全国から注目されている。

やねだんの理念は、補助金など「行政に頼らない村おこし」であり、幼児から高齢者までそれぞれの出番をつくり、地域活動に自主参加してもらうための土台づくりから取り組んでいる。

豊重哲郎自治公民館館長及び同町内会長は、リーダーに必要なものは「目配り、気配り、心配り」、人を動かすには「感動と感謝」そして「本気」でやること、「数字で語ること（根拠と具体性）」など、「ヒト・モノ・カネ」が成功の秘訣であると説いている。

平成 19 年には、地域再生リーダーの養成を目的に「故郷創生塾」を開催。現在まで 16 回、全国から参加した卒塾生は 580 名を数える。参加者は数日間寝食をともにし“やねだんのグッドプラステック”を肌で感じながら、「いかに地域が自立する仕組みをつくるのか」、「いかに地域の皆さんを“その気”にさせ“できる”と思わせるのか」といった具体的な課題解決を目指す道場である。平成 26 年には卒塾生

の中から約 50 名を対象を絞り、「故郷創生スーパー塾」を開催。さまざまな視点を持つ講師陣と多様な参加者の気迫がぶつかり合う塾である。全国で活躍する卒塾生が6次産業化を進めている成果物を持ち寄り、総合的な『やねだんプライベートブランド』を構築するワークショップの開催など、個々の取り組みを点から線、線から面につなぎ、やがては『地域再生からニッポン再生』を目指す構想を議論している。

以下、やねだんの取り組みは、記載のとおりです。

〈長崎県長崎市 市民ガイドによるまち歩き観光「長崎さるく」の取り組みについて〉

「さるく」とは「街をぶらぶら歩く」という意味の長崎弁であり、長崎市の地域性を活かして、観光客が自らの足で歩いて、テーマ別に設定されたさまざまなコースを散策する観光プログラムである。

特性マップを片手に自由に歩く「遊さるく」、ボランティアガイドの説明を聞きながら歩く「通さるく」、専門家による講座や体験学習を通して長崎を探求する「学さるく」のほか、近年は、おいしい長崎を味わう「食さるく」、顧客のニーズに合わせた「オーダーさるく」、「修学旅行向けさるく」などもできている。

長崎さるくの誕生の契機は、平成 18 年に開催された「長崎さるく博」である。当時、長崎市の観光入込数は、平成 4 年の 570 万人をピークに、平成 14 年には 500 万人を切り、危機感を抱いた長崎市と市民は、新たな観光のまちづくりを模索する中で、国内初の「まち歩き」をテーマとした博覧会を開催した。

平成 15 年から市民を中心に策定に取り組んだ「長崎市観光アクションプラン」では、「まちを活かし、ひとを活かし」を基本理念とし、長崎の隠れた魅力や人材、観光資源の再発見と、「市民が主役で進める観光のまちづくり」が提案され、さるく博のスタッフも市民から募集した。最終的には、さるくコースの企画を行う「市民プロデューサー」95 名、観光客を案内する「さるくガイド」325 名、さらに協力企業等の「さるくサポーター」184 名が集まり、7 カ月の開催期間中、参加者は延べ 1023 万人を数えた。

現在、事業運営は市から委託を受けた「長崎国際観光コンベンション協会」が行っており、ガイドの方々は独自に特性のマップや写真入りの資料を作成し、それぞれの視点で長崎の歴史・文化・食などを伝え、また被爆の歴史の語り部として活躍している。

観光客は地元住民の生活文化に触れたり、直接会話することができ、そうした「ゆっくりとした観光」は、団塊世代の知的好奇心を満たし、滞在時間の延長やリピーターにもつながる好循環を生んでおり、着地型・体験型観光の成功例と言える。

〈福岡県太宰府市 博物館を拠点とした観光振興について〉

九州国立博物館は、独立行政法人国立文化財機構と福岡県立アジア文化交流センターが連携協力し事業運営を行っている（太宰府市からは広報担当の職員 1 名を派遣）。

開設までの経緯は、昭和 43 年に設立期成会が発足、昭和 46 年太宰府天満宮が福岡県に土地 14 万平方メートルを寄贈、平成 4 年設立促進財団を設立、平成 17 年 10 月に九州国立博物館が開設された。

延べ面積 3 万 675 平方メートル、建設費は国が 50%、県が 40%、残りの 10%は九州経済界と市民であり、寄附者は約 8 万人、協賛企業は約 1000 社、寄附総額は約 40 億円とされる。

館長の三輪嘉六氏は、『何よりも、市民にとって分かり易い博物館、親しみ易い博物館、楽しい博物館への道筋を歩んでいきたい』としており、開館以来、多くのボランティアの力を借りながら、館全体の多目的利用を促進しており、太宰府や近郊の福岡市を中心に約 350 人のボランティアを募り、さらに「九州国立博物館を愛する会」を設立し、ボランティアを支える活動も行っている。

〈委員会の意見〉

今回視察を行った、やねだん、長崎さるく、九州国立博物館に共通しているのは、住民主体のボランティアの存在であり、それぞれの事業を成功させている源となっている。

2020年開設予定の国立アイヌ文化博物館（仮称）は、町の振興に大きく寄与するものであり、さらに産業・観光の活性化につなげていくために、次の点を踏まえ準備を進める必要がある。

- ①、多くの方に来ていただける魅力ある博物館づくりには、オール北海道の取り組みが不可欠であり、アイヌ文化の保存・伝承活動に取り組む全道各地の関係機関と十分な連携を図っていく必要がある。
- ②、観光客等の交流人口が大幅に増加することが見込まれることから、解説ボランティアをはじめ、さまざまなボランティアが必要となってくるのが想定される。一般財団法人アイヌ民族博物館（以下、「財団」という。）とともに国等の関係機関と協議し計画的にボランティアの募集、育成を進めるべきである。
- ③、観光誘致の営業活動、受け入れ体制の整備など、財団が行うもの、町が担うべきもの、それぞれの役割を明確に進めるべきである。
- ④、企業等の会議・研修旅行、国際機関・団体が行う国際会議、展示会・見本市等、多くの集客交流が見込まれるMICEは、宿泊、飲食、観光等の経済・消費活動の裾野が広く、一般的な観光客以上に周辺地域への経済効果を生み出すことが期待される。国際大会をはじめ、全国・全道規模のイベント終了後におけるエスカレーション（参加者が体験や議論を行い、地域の自然、歴史、文化等を学び考える「体験型の見学会」）のパッケージを組み立てるとともに、国の観光セクションと相談し、財団と協力してエージェントに売り込むべきである。
- ⑤、札幌市で開催されるMICEは年間100回程度あり、そこに参加される方々を顧客として誘致するため、札幌市と白老町が協定を結び連携を強化するべきである。
- ⑥、財政難の中で、財団や周辺環境整備に予算を振り向けるのは非常に難しいものがある。しかし、道内初の国立博物館が開設されるチャンスであり、ふるさと納税にアイヌ文化に特化した項目を設けるなど新たな財源確保の仕組みを考えるべきである。

以上であります。

○議長（山本浩平君）次に、広報広聴常任委員会氏家裕治委員長、お願いいたします。

〔広報広聴常任委員会委員長 氏家裕治君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（氏家裕治君）所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務の調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1. 調査事項（1）、分科会 ①、総務文教分科会。白老町姉妹都市協会との懇談。②、産業厚生分科会。日本航空専門学校との懇談（2）、小委員会 議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究。

2. 調査の方法 3. 調査日程 4. 出席委員 5. 職務のために出席した者の職・指名 6. 団体からの出席者は記載のとおりでございます。

7. 調査報告 本委員会は所管事務調査として、町内活動団体との懇談及び議会広報の編集・発行等を終了したことから、次のとおりその内容を報告する。

（1）、分科会 ①、総務文教分科会 総務文教分科会は、白老町姉妹都市協会との懇談を実施した。なお、その内容については、別紙「活動報告書」のとおりである。②、産業厚生分科会 産業厚生分科会は、日本航空専門学校との懇談を実施した。なお、その内容については、別紙「活動報告書」のとおりで

ある。

(2)、小委員会 小委員会は、議会広報第 150 号の編集・発行、広報広聴に関する調査・研究を行った。

以上であります。

○議長（山本浩平君）ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対し何か質問がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）それでは質問がございませんので、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告（次期所管事務調査の報告、要望書等の配布）

○議長（山本浩平君）日程第 20、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について、報告いたします。

総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、委員会規則第 17 条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり、休会中における所管事務等の調査の申し出がありました。

それぞれの委員会におかれましては、調査方よろしく願いをいたします。

次に、皆様には、要望書等 1 件を前もって配付しております。重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位には、その趣旨を十分ご理解たまわり、それぞれの立場でしかるべき措置をいただくことをお願いいたします。

◎休会について

○議長（山本浩平君）日程第 21、休会について、お諮りいたします。

通年議会のため、3 月 31 日まで休会となっておりますが、このあと、休会日を変更して明日 21 日から 6 月 30 日までの 102 日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）ご異議なしと認めます。明日 21 日から 6 月 30 日までの 102 日間を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

（午後 4 時 2 4 分）